

官報 号外

平成九年六月十三日

○第四百十四回 参議院會議録第三十五号

平成九年六月十三日(金曜日)

午前九時三十一分開議

○議事日程 第三十五号

平成九年六月十三日

午前九時三十分開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨

平成九年六月十三日 参議院會議録第三十五号

説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。小泉厚生大臣。

〔国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま議題となりました介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、介護保険法案について申し上げます。

我が国においては、急速な高齢化の進展に伴って、介護を必要とする者の数も急速に増加しております。また、介護期間の長期化や核家族化等に伴う家族機能の変化などと相まって、今日、介護問題は国民一人一人にとって老後生活における最大の不安要因となっております。

介護が必要となった場合、利用者の心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービスが必要となりますが、現行制度においては、利用者の立場に立ったサービス提供や効率的なサービス提供という観点からさまざまな問題点が指摘されております。

こうした状況を踏まえ、現行制度の再構築を図り、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で要介護者の介護を支える新たな仕組みを創設するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、介護保険は、被保険者の要介護状態等に関し必要な保険給付を行うこととし、給付に当たっては、被保険者の心身の状況、その置かれていた環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多種多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮することとしております。また、保険給付の内容及び水準は、要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないこととしております。

第二に、市町村及び特別区は介護保険を行うこととし、国及び都道府県は介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な各種の措置を講じなければならないこととしております。

第三に、介護保険は、六十五歳以上の者を第一号被保険者とし、四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者を第二号被保険者とするとしております。

第四に、保険給付の円滑な実施の確保を図るため、厚生大臣は保険給付に係るサービスを提供する体制の確保等に関する基本的な指針を定めるものとし、市町村及び都道府県はそれぞれ保険給付に必要なサービスの確保等に関する計画を定めることとしております。

第五に、介護保険制度を各主体が重層的に支え合うという観点から、国は、介護給付等に要する費用の四分の一を負担するとともに、要介護認定等の事務に要する経費の二分の一に相当する額を交付することとし、都道府県及び市町村はそれぞれ保険給付に要する費用の八分の一ずつを負担することとしております。また、第一号被保険者は市町村に保険料を納付するものとし、各医療保険者は、加入している第一号被保険者数に応じて介護給付費納付金を、それぞれ医療保険各法に定める保険料算定のルールに従って社会保険診療報酬

支払基金に納付し、支払基金はこれを各市町村に對し一律に交付することとしております。

第六に、市町村の介護保険の財政の安定化に資するため、都道府県に財政安定化基金を設けることとしていたるほか、市町村は、他の市町村と共同して、介護給付等に要する費用の財源について相互に調整する事業を行うことができるものとしております。

第七に、政府は、被保険者の範囲、保険給付の内容及び水準、保険料の負担のあり方を含め、介護保険制度の全般について、地方公共団体等の関係者の意見を考慮しつつ検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等の措置を講ずるものとしております。

なお、この法律の施行日は、一部の事項を除き、平成十二年四月一日としております。

次に、介護保険法施行法案について申し上げます。

本法律案は、介護保険法の施行のために必要な経過措置を設けるとともに、関係法律の規定の整備を行うおととするものであります。

続きまして、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

人口の高齢化、疾病構造の変化等、我が国の医療を取り巻く環境が著しく変化する中で、要介護者の増大に対応するために介護体制の整備を図ること、日常生活圏において通常の医療需要に対応できる医療提供体制の整備を図ることや、患者の立場に立った医療情報提供を促進することが重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、療養環境・介護体制の整備や地域医療の確保など、国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、今般、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、医療の担い手は、医療を提供するに当たって適切な説明を行い、医療を受ける者の理解

を得るよう努めるものとしております。

第二に、長期療養患者の療養に適した人員配置及び構造設備を有する療養型病床群を診療所にも設置することとしております。

第三に、地域の医療機関が提供する医療への支援を行う病院を地域医療支援病院として位置づけることとしております。

第四に、医療計画において、療養型病床群の整備の目標等に関する事項、医療提供施設相互の機能分担及び業務連携等に関する事項等を二次医療圏ごとに定めることとしております。

第五に、医療法人の行い得る業務及び医業等に関する広告規制について見直しを行うこととしております。

この法律の施行日は、一部の事項を除き、公布の日から一年以内の政令で定める日としております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。これら法律案につきましては、衆議院において次のとおり修正が行われております。

第一に、介護保険法案に係る市町村介護保険事業計画の策定または変更に当たっては、あらかじめ被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしております。

第二に、介護保険制度の全般に関する検討は、介護保険法の施行後五年を目途として行われることとされております。

以上が、介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大島慶久君。

〔大島慶久君登壇、拍手〕

○大島慶久君 私は、自由民主党を代表して、介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一

部を改正する法律案(趣旨説明)

部を改正する法律案について、総理並びに厚生大臣に質問をいたします。

戦後五十年の間、我が国は経済の発展とともに、医療福祉の向上に努め、昭和三十六年の国民皆保険、皆年金の達成を初め、各種社会保障制度の充実を図り、世界一の長寿国と言われるに至っております。

しかしながら、諸外国に類を見ないほど急激な少子・高齢化が進行する中、経済基調の変化、財政事情の深刻化により、社会保障制度全体の見直しが喫緊の重要課題となっております。

超高齢化社会を迎え、安心できる老後は国民共通の願いであることは言うまでもなく、老後の最大の不安である介護問題を社会全体で支える仕組みをいかにつくっていくか、これは二十一世紀の社会システムのあり方の問題として政治が取り組むべき最大の課題であると思っております。

他方、近年、社会保障給付費の増加は著しく、平成七年は国民所得比の一七％に当たる六十五兆円となり、そのうち高齢者関係給付費は六割余りを占めるに至っております。その上、平成三十七年において社会保障に係る負担は国民所得比の三割を上回るとも推計されております。

国家財政が危機的な状況にある中で、給付と負担の適切なバランスを維持しつつ、活力ある長寿社会を実現するため、効率的で安定した社会保障制度の再構築を行うことが今こそ求められているのであります。

橋本総理は、変革と創造の旗印のもと、国民が二十一世紀の幕あけを希望に満ちた気持ちで迎えられるために六つの改革を打ち出されました。その中でも国民生活に密接に関係し、財政的にも大きな影響を及ぼす社会保障構造改革において、今回の介護保険制度の創設はどのような意義を持つのか。さらに、この介護保険を出発点として、例えば年金受給と他の制度との調整を初め、医療、年金、福祉等の各種社会保障制度の横断的な見直しをいかに図っていくのか、基本方針を総理にまずお伺いいたします。

時代の変化とともに家族のあり方も変わって核家族がふえていき、また、女性の社会進出により、介護の問題はますます深刻な問題として国民一人一人に迫ってきております。

要介護及び虚弱の状態にある高齢者の数は、現在既に二百万人を超え、平成十二年においては二百八十八万人、平成三十七年には五百二十万人にも上ると見込まれる一方、共働き世帯も増加するともに、介護に当たられている方々も高齢化しているという老老介護となっており、家族の献身だけでは対応できないのが現実であります。

そのため、家族のきずな、情愛を大切にしつつも、これら要介護者に対する負担を支える仕組みを社会全体のシステムとして構築することこそが急務であります。この場合、今回の介護保険制度の創設を中心としつつも、自助、共助、公助の重層的な福祉を図るため、民間活力の導入も含めた地域共生のシステムが必要であり、地方分権の推進の中でこれをどのように構築していくのか、総理の御見解をお聞かせ願いたいと存じます。

総理は、施政方針演説の中の社会保障構造改革において、個人の自立・自助努力を強調されましたが、要介護状態においても重要なことは、一人一人が個人の尊厳を保ち、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立した質の高い生活を送れるよう支援していくことが必要であると思っております。そのためには、まず在宅サービスを支え、量ともに充実させていくことが肝要であります。

介護サービスの充実のためには、国民に最も身近な市町村が中心となってその体制整備を推進していくことが必要であり、この点から本法律案が運営主体を市町村としたことは妥当であるだけでなく、地方分権の流れにも沿ったものとして高く評価できるものと確信する次第であります。しかし、かなりの市町村が、保険財政及び事務処理等の面から、依然として介護保険に対し第二

の国保になるのではないかとこの危惧の念を抱いております。これらの心配を払拭するためどのような支援策を講じられるのか、都道府県の役割も含めて、厚生大臣にお伺いをいたします。

また、今回の介護保険法案は五番目の社会保障制度を創設するものでありますが、一方では保険方式でなく税方式によるべきとの主張もあります。しかし、必要なサービスの確保及び利用者の給付を求める権利の保障という見地からは、保険方式によることが国民にとってより望ましいと思われるのであります。

ただ、負担した保険料に見合うだけの給付を本当に受けられるのか、多くの国民が期待と同時に不安を感じているのではないのでしょうか。要介護者はサービスを選択できることになっておりますが、要介護状態の基準に該当するかどうかを市町村が認定することになっており、これについても事実上、市町村によって判定がかなり異なるおそれも出てくるのではないかと指摘もあります。

これらの問題についてどのように対処されるのか、厚生大臣にお伺いをいたします。

また、保険あって介護なしと言われることのないうよう、介護インフラの整備と福祉マンパワーの確保が急務であります。現在、新ゴールドプランは推進中ですが、その整備水準は地域により格差が大きく、国民の求める給付を満たすための基盤整備としては不十分ではないかとの懸念もあります。

今後、介護保険制度のもとで、市町村の策定する介護保険事業計画に基づいてサービス基盤の整備が図られる予定と言われておりますが、法律施行までに必要なサービスの整備をどのように図っていくのか、厚生大臣にお伺いをいたします。

このように、介護保険制度を平成十二年度から順調にスタートさせるためには、施設整備やマンパワーの確保等の基盤整備の充実が何よりも欠か

せないわけであり。しかし、これにはどうしても財源問題が絡んでまいります。介護保険制度の円滑な実施のためには新たな基盤整備計画の策定推進が必要となりますが、これは現在、総理が推進を進められている一切の聖域なしとする歳出の改革と削減を目標とする財政構造改革との関係から見て、どのように推進を進めることを考えておられるのか、この点に関し国民の理解と協力を得るためにも橋本総理の思慮のないお考えをお聞かせ願いたいと存じます。

次に、保険料について言えば、高齢化の進行に伴って将来増加の見通しが示されていますが、市町村の介護基盤の整備状況の差異に伴いかなりの負担格差が生じるのではないかと危惧も出されております。この点についてどのような見解をお持ちか、厚生大臣にお尋ねいたします。

あわせて、低所得者に対しどのように配慮されるのかも質問をいたします。

このような介護保険創設やそれに伴う長期的な基盤整備に関しては、何よりも国民の理解がなければその目的が十分に達成できません。今後、高齢化の進展に伴ってますます福祉の需要が増大していくことに照らしても、さきの社会福祉法人をめぐる不祥事等による国民の厚生行政に対する不信感を払拭させることが何よりも重要なことであると思ひます。

そのためにも、福祉事業者のディスクロージャーを初めとする一層の行政の透明化等を推進し進められ、国民の協力を得ながら、橋本総理の掲げる「長生きしてよかったと実感できる社会」が着実に実現していくことを願ひ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大島議員にお答えを申し上げます。

まず、社会保障構造改革において今回の介護保険の創設はいかなる意味を持つのかというお尋ね

をいただきました。

従来、福祉と医療に分断をされ、体系的に位置づけられておりませんでした介護というものを、今回介護保険という制度を創設することによって一体化していきたい、これは従来の社会保障構造改革の中で制度間の整合性が必ずしもとれていなかった、こうした面もあることも踏まえまして、制度断絶の再編成を図るなど、全体として効率的な制度を構築していく、その重要な課題であり、その第一歩と位置づけております。

次に、地域共生のシステムの重要性を力説されました。

まさに地域共生のシステムというのは、高齢者介護を初めとする保健・福祉サービスにおきまして、住民に最も身近な市町村を中心として地方の役割の強化を図っていく、その方向の中において施策を進めていかなければなりません。

あわせて、民間活力の活用あるいはボランティアの方々の支援等を推進して、地域が一体となって高齢者とその家族等を支えていく体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

最後に、基盤整備の推進についてお尋ねがございました。

まず、私どもは、何といたしても、その新ゴールドプランにつきまして、事業の執行状況等を踏まえるとともに、各種規制の緩和や民間活力の導入等による事業の効率化等もあわせて行いながら、その目的が達成できますように、できる限りの努力をしていかなければならない、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 大島議員にお答えいたします。

市町村に対する支援策についてですが、公費や医療保険者が徴収する保険料を財源とした交付金の投入により安定的な財源の確保を図るほか、都

道府県に財政安定化基金を設置し、財源不足が生じないようにするとともに、要介護認定に係る事務を都道府県に委託できることとするなど、国、都道府県等が重層的に支援することとしております。

保険料と給付の関係ですが、高齢者の保険料は市町村ごとの介護サービスの水準に応じて設定されるような仕組みとなっております。

また、要介護状態の判定については、判定基準の明確化や手引などの作成等を進めまして、全国的に公平な判定ができるようにしてまいります。

介護サービス基盤の整備ですが、介護保険制度を円滑に導入するため、まずは全国の地方自治体で作成した老人保健福祉計画を集成した新ゴールドプランの推進に全力を尽くしてまいります。

この際、在宅サービスを中心に、既存施設の拡充、既存資源の活用、民間活力の導入等多様な手法を活用することにより、サービス基盤の整備を積極的に推進してまいります。

保険料の地域格差についてですが、介護サービスの整備がおくれている市町村については、国、都道府県が重点的に支援することにより、できる限り格差の縮小を図ることとしております。

また、低所得者につきましては、所得段階別の保険料とすることによりまして、それなりの配慮をしていきたいと思っております。

以上であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 和田洋子君。

(和田洋子君登壇、拍手)

○和田洋子君 私は、平成会を代表して、介護保険法案等三法案に対し、橋本総理、小泉厚生大臣及び関係大臣に質問をいたします。

冒頭まず、去る六月三日に公表されました財政構造改革会議の最終報告についてお尋ねいたします。

同報告書においては、社会保障関係費についての伸びを全体の二〇程度以下に抑制し、当然増に相当する額を大幅に削減する等ドラッグな内容が示されております。構造改革の内容も具体的でない段階で削減のみが示されているのではないのでしょうか。総理は具体的にどのような方策で社会保障の未来に不安を感じていないのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

次に、介護保険法案等に対する質問に移ります。本年一月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口によれば、我が国は二〇五〇年には三人に一人が六十五歳以上という世界に例を見ない超高齢社会を迎えるものと推計されております。

今日、介護地獄とまで言われる状況が発生しており、介護の多くが女性の肩にのしかかっております。特に七十五歳以上の後期高齢者の増加により、家族の中に介護を必要とする者がいる状態が日常化し、高齢者がその親の介護をするという老介護のような状況も数多く発生しております。

私は、高齢者の介護について、核家族化の進行や地域社会の崩壊などにより、家族の力に頼る時代は終わった、広く社会で支え合う時代が到来したのだと考えております。

しかるに、ゴールドプラン及び新ゴールドプランの実施にもかかわらず、公的な介護サービスは質、量ともに不足しているのが現状であります。その結果、高齢者の社会的入院の問題、家族の介護疲れや高齢者虐待といったひずみを生じているのであります。このような現状を解決する切り札として、公的な介護保障制度がぜひとも必要であることは論をまちません。

しかし、問題は、政府案が本当にだれでも、どこでも、いつでも安心して介護が受けられる制度となっているかという点であります。そこで、まずこの点について、総理及び厚生大

臣はどのような認識でおられるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、公的介護保障制度の財源論、基盤整備等について、数点お聞きいたします。

政府は、公的介護保障制度として、介護保険という新たな社会保険を導入しようとしております。新たな介護システムのあり方をどのようなものにするのかは、将来における日本の社会保障を方向づけることになり、国民的な議論が十分に必要であることが必要ですが、政府案はまず保険ありきということで、介護保険制度ができれば介護の問題がすべて解決するような幻想を国民に与えています。

社会保険方式では、国民年金や国民健康保険の例で明らかに、大量の保険料滞納者や未納者が発生する事態を防ぐことはできません。この場合、サービスを受けられなかったり、低いサービスに抑えられるおそれがあります。まさに保険制度の欠陥はこの点にあります。政府はこれらの点についてどのように対処しようとしているのでしょうか。

私は、公的介護保障は税を財源に、社会のセーフティネットとして、介護を要する人がいつでも、どこでも、だれでも利用できるものとしなければならぬと思います。

また、政府案では、介護費用の増大に伴う保険料の急激な増大の懸念も払拭できておりません。負担増の観点、国会のチェックはないのです。これらの点についてはどのように考えておられるのか、総理及び厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

また、政府案では、保険あってサービスなしの懸念がぬぐえません。特に、サービス供給体制が整備されていなかったり、要介護認定が厳しくなされたりすれば、利用者の選択権は大幅に狭まってしまうと思います。利用者の選択権を保障するためにも、現行新ゴールドプランの抜本的な見直しにより、介護基盤整備の促進とマンパワーの確保を図

る必要があるかと存じますが、大蔵大臣、自治大臣及び厚生大臣の積極的な答弁を求めます。

介護保険スタート時においてさえ、在宅サービスの利用率は四割しか到達しないと見込まれております。これではまさに保険あってサービスなしではありませんか。また、現在、市町村の間には介護基盤の点で相当の格差があり、早急な格差の是正は相当の点で入れないには無理だと思っております。厚生大臣、この点についていかがお考えでしょうか。さらに、その場合、市町村間で相当な保険料格差を生じるのではないのでしょうか。あわせてお聞きいたします。

このように、当面、介護サービスの需要に供給体制が追いつかない事態が確実視されており、要介護者の家族が介護を行うことになると思っております。そのような場合、御家族からは当然、現金給付をとの声が出るのが予想されますが、いかがでしょうか。あわせて、地域保険としての特性を生かし、現金給付について地域の実情に応じた対応を認めることについて、厚生大臣の御見解を求めます。

次に、要介護認定の基準についてお伺いいたします。

既に介護保険を導入しているドイツでも、導入直後、少なからぬ申請者が却下されるなど、要介護認定の難しさが明らかにありました。一方、統一的な認定基準にもかかわらず、地域によって認定状況に大きなばらつきを生じたと聞いております。

我が国でも、市町村によっては施設上や財政上の事情などにより認定対象者を絞り込むとうとする動きが出る懸念はあります。また、市町村の間において要介護認定に著しい不公平が生じては公的介護保障制度に対する不信感を招くと思っております。これについて対応をお伺いいたします。さらに、要介護認定のモデル事業において、コンピュータによる第一次判定とかかりつけ医らの意見をもとにした専門家による第二次判定で、

三割近い食い違いを生じております。全国どこでも同じ結果になる統一した認定基準が不可欠であります。それが現場の医師や福祉関係者の判断とかけ離れたものとならないよう慎重な検討が必要かと存じます。どのような対応をとられようとしておられるのでしょうか。厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

また、認定作業やケアプランの作成には専門知識を有するマンパワーの養成確保も重要となっており、これをどのように対処しようとしているのか、厚生大臣及び自治大臣の御見解を求めます。

さらに、政府案では、市町村の事務負担を軽減するため、要介護認定の事務を都道府県に委託できるとしております。しかし、要介護認定という個人に密着した状態である判断は、本来住民に最も身近な自治体である市町村がすべきであるかと思っております。したがって、できる限り多くの市町村が要介護認定を行えるよう財政上の措置が必要ではないかと考えますが、大蔵大臣及び自治大臣の御見解を求めます。

最後に、若年世代を被保険者とするについて伺います。

政府案では、第二号被保険者への給付に加齢要件を設けた結果、若年世代ではたとえ障害者となっても交通事故など加齢以外の原因によるものは給付の対象とはなりません。その結果、若年世代においては給付と負担の対応関係が不明確になっております。この点、政府案は自壊していると言わざるを得ません。

そもそも、介護リスクの全く異なる被保険者を一つの保険制度で一括に取り扱うことに問題があります。政府案では、介護サービスの供給体制が整備されれば、それだけ第二号被保険者たる若年世代への負担が重くなっていくという矛盾を含んでいます。この矛盾を抱えたままでは、二十一世紀において活力ある高齢社会を維持することはできないのではないのでしょうか。若年障害者

者についての介護保障はどのように考えておられるのでしょうか。

すべての障害者を給付対象にすべきではないかと思っております。厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

高齢者介護システムの構築は、来るべき二十一世紀の超高齢社会を見据えた重要な課題であります。しかし、介護保険法案についての国民の理解は必ずしも十分であるとは言えません。参議院は、良識の府として、よりよい高齢者介護システムを構築するために、時間をかけ、十分かつ慎重な審議を通じて、広く国民に十分な情報を提供する責務を課されていることを指摘いたします。私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 和田議員にお答えを申し上げます。

まず、財政構造改革会議最終報告における社会保障関係費の抑制についてのお尋ねがございました。

社会保障関係費、これ全体が御承知のように現時点におきまして十四兆一千二百億という数字になっております。これを平成十年度に對比して考えてまいりますと、年金の受給者は約百万人ふえ、これにより約一千五百億円の増が自然増として見込まれます。老人医療の受給者は約七万人増でありまして、五千五百億円の増加が見込まれます。また、福祉の分野におきましては、一万五千八百人ぐらいの方々がふえる、その結果として約一千億円の自然増が見込まれ、約八千億円の自然増が見込まれているわけでありまして。

今後、我々としては、財政の再建のためにあらゆる削減についての検討を行っていく必要があり、当然増の大宗を占めているのが医療関係予算であり、その医療関係予算の伸びの抑制が欠くことができないことであるから、平成十年度から医療保険制度の抜本改革にできるだけ着手

していくことは避けて通れないもの、そのように認識をしております。

次に、政府の介護保険法案は、だれでも、どこでも、いつでも安心して介護が受けられる制度となつていくかというお尋ねがございました。

この介護保険制度は、利用者が幅広いサービスを選択できる利用しやすい仕組みとするとともに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯にありまして、できる限り在宅で生活できるようにサービス水準を保障することを目指しております。

また、国民に対して御理解を求める姿勢をという御指摘がございました。

介護保険制度につきましては、与党三党による公聴会の開催や政府による全国的な説明会等の開催、さらに今国会における御審議等を通じて、保険方式についての国民の御理解も深まってきたと考えておりますが、今後とも一層周知徹底のための努力を続けてまいりたいと考えております。

次に、保険料未納者の発生等についての御意見がございました。

しかし、介護という問題はだれもがいずれの日にか直面しなければならぬ問題であり、制度の趣旨の御理解をいただきますことにより、大量の未納者の発生は防げるものと思ひます。

また、保険料につきましましては、給付との関係を明確に定められた基準のもとで、市町村議会の審議等を通じて適切な水準に設定されるものと考えております。

次に、公的介護保障の財源について御意見をいただきましたが、我が国の社会保障は社会保険方式を中心としておりますこと、給付と負担の関係が明確であること、さらに民間活力の活用によるサービスの効率化等の観点から、社会保険方式が適当であると私どもは考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

平成九年六月十三日 参議院会議録第三十五号

○国務大臣(小泉純一郎君) 和田議員にお答えいたします。

政府案が安心して介護が受けられる制度かとのことですが、これはただいま総理からお答えしたとおりでございます。

国民に対して理解を求める姿勢についてですが、これも今、総理からお答えしたところでございます。

保険料未納者の発生や保険料の歯どめについては、このお尋ねですが、これも総理と重複を避けるために省略させていただきますと思ひます。

公的介護保障の財源についてはということですが、これも総理からお答えしたとおりでありますので、省略させていただきますと思ひます。

介護基盤整備の促進等については、まずは各地方自治体で作成した老人保健福祉計画の集大成であります新ゴールドプランの推進にできる限りの努力をまいりたいと思ひます。

また、介護保険法案成立後は、速やかに各市町村がサービスの必要量を踏まえて介護保険事業計画等を策定し、サービス基盤を計画的に整備していくこととしておりまして、厚生省としてもこれに對して必要な支援を行ってまいりたいと思ひます。

介護保険制度導入時における在宅サービスの整備については、老人保健福祉計画において策定されました整備目標は各市町村がサービスの必要量を把握して設定したものであり、これを確実に達成することにより、介護保険制度導入時に必要な介護サービスが確保されるよう、できる限りの努力をしてまいりたいと思ひます。

なお、介護保険制度導入後においても、地域の必要量を踏まえ、基盤整備を進めてまいります。

基盤整備及び保険料の地域格差についてであります。介護サービスの整備が図られていく市町村については、国、都道府県が重点的に支援することにより、できる限り格差の縮小を図っていきたいと考えております。

介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

家族介護に対する現金給付についてですが、現金給付は介護サービスの利用に結びつくとは必ずしも限らない。当面はこの現金給付を行わないで、まずは限られた財源を基盤整備の充実に振り向けることの方がよいのではないかということにしております。

保険給付でない手当等は自治体の判断によりますが、介護保険の給付としての現金給付は、今言いました理由によりまして、現状では適当ではないと考えております。

要介護認定については、要介護認定は全国共通の基準に照らして客観的に判定されるものでありまして、財政事情により左右されることはないと考えております。

また、市町村による認定の公平性についてですが、判定基準の明確化や手引の作成を進めまして、全国的にできるだけ公平な判定ができるようにしていきたいと思ひます。

認定基準については、全国的な要介護認定のモデル事業における現場の関係者の意見を踏まえまして、実態を反映した基準を定めることにしたいと思ひます。

要介護認定や介護サービス計画作成のための人材については、介護保険法案では、高齢者介護等の経験を有する者に研修を行い、介護支援専門員としてこうした業務に従事していただくこととしておりまして、円滑な運営が行われるよう計画的な養成に努めてまいりたいと思ひます。

若年障害者については、若年障害者に対する介護サービスは、高齢者に対する介護保険給付と遜色のないものとなるよう、当面、障害者プランによってその拡充を図ってまいりたいと考えております。

受給者の範囲等については、将来的には、制度の全般的な見直しの中で、障害者福祉施策との整合性等に配慮しまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○国務大臣(三塚博君登壇、拍手) 和田議員にお答えを申し上げます。

介護基盤整備の促進についてのお尋ねでございますが、まずは各地方自治体で作成をいたしました老人保健福祉計画の集大成である新ゴールドプランの推進に努めてまいります。

また、介護保険法案成立後は、速やかに各市町村がサービスの必要量を踏まえまして介護保険事業計画を策定し、サービス基盤を計画的に整備していくこととしております。

次に、要介護認定に関するお尋ねでございますが、介護保険法案におきましては、市町村における要介護認定事務の円滑な実施を図りますため、国費により要介護認定等に係る事務費の二分の一を市町村に交付することとしたしております。

(拍手)

○国務大臣(白川勝彦君登壇、拍手) 和田議員にお答えいたします。

まず、介護基盤整備の促進等についてのお尋ねでございますが、現在、介護サービス基盤の整備、マンパワーの確保などについては、新ゴールドプランに基づき、その地方負担分について所要の財政措置を講じているところであります。

また、介護保険法施行後においては、市町村が策定する介護保険事業計画などに基き、計画的な基盤整備を進めることとしております。

自治省といたしましては、今後とも適切な地方財政措置を講じ、マンパワーの確保などを含めた介護の基盤整備の着実な推進を図っている所存であります。

次に、要介護認定等に係るマンパワーの養成確保についてのお尋ねでございますが、介護保険制度の円滑な実施を図るためには、要介護認定やケアプラン作成を初め、各種マンパワーの確保が重要でありますので、自治省といたしましては、地方団体の職員養成や必要な財政措置などに適切に

対処してまいりたいと存じます。

最後に、要介護認定に係る財政措置についてのお尋ねでございますが、今回の介護保険制度においては、市町村が介護認定を行う場合、これに要する事務費の二分の一を国庫により措置することといたしているところであります。また、要介護認定を含め事務費に係る地方負担については適切な財政措置を講ずることとしております。

自治省といたしましては、今後とも、市町村が介護保険制度を安定して運営できるよう適切に対処してまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 大淵絹子君。

〔大淵絹子君登壇、拍手〕

○大淵絹子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、ただいま議題となりました介護保険法案等三法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

介護保険の創設は、家族依存介護から社会的な介護システムへ、病院依存介護から生活支援を重視した介護システムへ、国の措置制度に依存した介護から市民参加型・自治体主体の介護システムへを目標に、国民の期待にこたえる新しい制度を構築するものでなければなりません。二十一世紀を目前にして、我が国は少子・高齢化社会に突入り、要介護人口も毎年十万人ずつ増加をしております、一日も早い新制度の創設が望まれております。

急激な社会、経済の進展は、家族構成にも大きな変化をもたらし、身近に介護する肉親のいないお年寄りや、介護者も高齢者という老老介護の実態が多く見られます。しかも、介護者家族に対するアンケート調査によれば、要介護者に憎しみを感じたことのある人は三人に一人、虐待したことがあると答えた介護者は二人に一人という深刻な状態が報告をされております。もはや介護は家族だけでは支えることは難しいという実態にあります。

他方、現行制度の問題点もさまざまな角度から指摘されてきております。施設やマンパワーの不足などいわゆる社会的入院を余儀なくされてきており、医療の現場が介護を担わされています。その結果、薬漬け、寝かせきり医療も行われ、老人医療費の増大を招き、医療保険制度そのものを危機に陥れていると言っても過言ではありません。

医療費総額は平成七年度で二十七兆二千億に達し、老人医療費は三・二兆の八兆七千億を占めております。また、医療費の公費負担は六兆五千億円で、この金額は国の一般歳出の一五・五%を占め、年金の九・六%、福祉の八・七%と合わせて一般歳出の三三・八%を社会保障に充てております。それでもなお国民健康保険会計は赤字に転じているという厳しい財政事情にありまします。この現実に対応して、六月三日政府が決定した「財政構造改革の推進方策」を踏まえ、改めて政府の考えを国民に明らかにし、理解を求める必要があります。

橋本総理は、社会保障制度の改革について、給付と負担のバランスを見直し、官民の役割分担、民間活力の活用を挙げておられます。その具体的プランの第一弾が介護保険制度であり、医療、年金の改革に順次取り組むとの決意を表明しております。

そこで、総理にお伺いいたします。

介護保険制度の導入によって、給付と負担のバランスはどう変わるのでしょうか。また、社会保障費に占める医療、年金、福祉の割合をどの程度にすることが妥当であると考えておられますか。さらに、介護制度における世代間の公平の観点とは何かについて、あわせてお尋ねいたします。社会保障費も含めた財政構造改革を議論する際には国民負担率の問題は避けて通れないと思えます。国民負担率の水準を決定する際、税と保険の違いを十分認識する必要があります。

すが、税負担を抑制する一方で、本来、税で負担すべき財政需要を保険料で賄おうとしているとの指摘があります。特に福祉政策である介護について、全額公費負担とせず、四十歳以上の国民に保険料と一割の自己負担を強いる保険制度にしたことには、国民の間に強い懸念の声があります。この国民の声に明確に答えなければ、社会保障を初めとした行政制度全体に対する国民の信頼を失墜してしまうのではないのでしょうか。

財政構造改革の目的は、単に赤字を削減することではなく、抜本的な体質改革を通じて財政の信頼性を回復することにあります。行政改革が成功して健全な国家財政に立ち直ったときは、福祉の原点は所得の再分配にあるとの原点に返っていただきたい。総理のお考えをお伺いいたします。次に、ポスト新ゴールドプランについてお尋ねいたします。

厚生省は、介護保険制度がスタートする二〇〇〇年に要介護人口二百八十八万人の四割の人が介護保険の給付を希望するとして試算をしておりますが、これは少し甘い数字ではないかと思えます。要介護人口は二〇一〇年には三百九十八万人、その八割が希望することになるでしょう。その一方で、新ゴールドプランの達成が危ぶまれておりますが、厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

さらに、新ゴールドプランの達成の後には改めて新しい計画による基盤整備が必要になってくると思えますが、いかがでしょうか。その際、公的基盤整備と同時に社会全体の介護システムを共助の理念のもとに新しくつくり上げていくことが何よりも重要だと思えます。

全国各地で介護ボランティアグループや高齢者生活協同組合の結成が見られます。社会の第一線を送った人や余暇を利用した人々の活動は、高齢社会に活力を生み、高齢者に生きがいと自立の力を与えております。地域社会全体にお互いに助け合う共助の精神が根づくことによって超高齢社会も乗り切っていくと思えます。熟年者のこれらの活動を政府はどう支援していくのか、お伺いいたします。

さらに、高齢社会を支えるために、介護サービスとあわせて都内の社会福祉協議会などで取り組みが始まっている財産の管理等を契約で請け負う後見人制度を公的に導入すべきではないでしょうか。

一九九五年から介護保険を始めたドイツでは、直接介護サービスを受けている人が二〇%、現金給付を望む人が八〇%を占めており、家族介護を労働と認めて現金給付制度を導入しております。この法案では現金給付制度は見送られていますが、家族介護をアンペイドワークの視点に立って社会的に評価することが大切です。今後その検討をされるのかどうか、厚生大臣の御所見をお伺いします。

介護保険を軌道に乗せるには実施主体の市町村の役割が大きいです。財政力の弱い自治体ほど過疎化、高齢化が進み、介護を要する人が多いという傾向にあります。適正規模の市町村合併についての議論について、自治大臣のお考えをお伺いします。

老いることの不安の多くは介護の問題に根差しています。マンパワーの確保や施設整備、公正な要介護認定の実現は当然のこととして常に厳しい現実を照らして制度を検証し、必要に応じて法律改正をする柔軟な姿勢を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大淵議員にお答えを申し上げます。

まず、厳しい財政事情にある現実に対応して、六月三日の「財政構造改革の推進方策」を踏まえ、改めて政府の考え方を国民に明らかにして理解を求める責任がある、こういう御指摘をいただきました。

議員御自身の御質問の中でも、特に社会保障を中心にして数字を挙げて御説明になりましたとお

り、今、我が国の危機的な財政のもとにおきまして、私どもは財政構造改革への取り組みを一刻の猶予も置くことはできないと考えております。

また同時に、財政構造改革は国民の御理解が、また協力がなければ実現は不可能でありまして、今後、「財政構造改革の推進方策」の趣旨等を国民の皆様に積極的に御説明いたしながら御理解を得る努力をしてみたい、そのように考えております。

次に、その中において社会保障制度改革を行った場合、給付と負担のバランスの見直しを挙げているけれども、介護保険を導入した結果、そのバランスはどう変わるんだという御指摘をいただきました。

先ほども引用した数字でございますけれども、本年度から明年度を考えた場合に、年金受給者において約百万人の増加、その結果として必要となります自然増の経費は約五百億円程度、七十万人の老人医療の受給者の増加が見込まれますが、これに要する経費は約五百億円、福祉等において必要とされる自然増経費は約一千億円であります。

この給付のバランスを考えました場合、社会保障全体における介護にかかる負担の比重というのは将来ともに相対的には小さいと予測をいたしております。今後は、その比重の大きい医療・年金を中心に、給付と負担の効率化、適正化を図っていくことが必要であり、介護保険の創設はこうした改革の契機になる、そのように考えております。

その場合に、その占める比率という御指摘がございました。

現在は、今申し上げましたように、特に年金と医療が給付費の大宗を占めております。しかし、今後、介護等必要な需要に積極的に対応をしなから、医療及び年金分野を中心にして給付と負担の適正化を図り、効率的で安定した制度の構築に努めていかなければならない、そのように考えております。

ります。

その場合、介護保険制度における世代間の公平の観点という御指摘がありました。

介護はだれもが必ずかかわる問題であります。そして、介護を身近に感じられる年齢層が負担する保険料を中心として、社会連帯により、その費用を賄う仕組みとしているわけであります。

具体的には、高齢者も現役世代も平均すれば大体似たような同じ保険料額とするともに、高齢者にも無理のない範囲で利用料を負担していただく、そのようなことを考えております。

次に、国民負担率の水準を決定する際、税と保険料の違いを十分認識する必要があると、その御指摘は私もそのとおりに思っています。

その上で、今後、急速な高齢化の進展等に伴いまして、社会保障に要する費用等の増加は避けて通れません。その中において、その財源は安定的に賄うことが必要となります。

そのような状況の中で、行政サービスに対する多様なニーズを踏まえながら、将来世代の負担が過重なものとならないように税と社会保険料を適切に組み合わせていくことが必要だと、そのように考えております。

また、介護制度を社会保険方式とした理由につきましては、我が国の社会保険は社会保険方式を中心としており、給付と負担の関係が明確であること、民間活力の活用によるサービスの効率化等の観点から、社会保険方式が適当であると考えております。

将来的に福祉の原点は所得の再分配にあるという考え方についておまえはどう思うかという御指摘がありました。この介護保険の仕組みにおきましても、所得段階別の保険料とするなど、所得再分配の観点にも配慮することといたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 大洲議員にお答えいたします。

新ゴールドプランの達成と新たな計画による基盤整備についてですが、まずは各地方自治体で作成した老人保健福祉計画の集大成であります新ゴールドプランの推進にできる限りの努力をしていきたいと思っております。

また、介護保険法案成立後は、速やかに、各市町村がサービスの必要量を踏まえて介護保険事業計画等を策定し、サービス基盤を計画的に整備していくこととしておりますので、厚生省としてもこれに対して必要な支援を行っていききたいと思っております。

熟年者の共助の精神に基づく活動の支援という点ですが、自助や共助の理念を組み込んだ介護の仕組みを構築することは重要な政策課題であると認識しております。

このため、市民に対する介護の研修事業等の場の整備や、高齢者が地域で互いに支え合い、生きがいを持って社会活動を行えるような基盤づくりを引き続き進めてまいります。

高齢者に対する新たな後見人制度に関する質問ですが、成年後見の仕組みに関しては、法制度の整備とともに、身近な相談の場の確保や後見人選任を支援する仕組みが必要と考えております。厚生省としても、こうした点を中心に検討していきたいと考えています。

家族介護に対する現金給付については、現金給付は介護サービスの利用に必ずしも結びつくとは限らないという点が指摘されております。そのため、当面は、まずは限られた財源を基盤整備の充実に振り向けたいと考えております。

介護サービス基盤の重点整備ですが、整備が ολοくれている地域については、自治体に対し達成に向けた年次計画の策定等を求めるとともに、既存施策の拡充や民間活力の活用等、多様な手法を活用してまいります。

また、介護保険制度導入後は、介護保険事業計画に基づいた計画的な基盤整備について、厚生省としても必要な支援を行ってまいります。

介護保険制度の検証については、介護保険法案の附則では、制度の実施状況等を勘案して、制度全般にわたる検討を加え、必要な措置を講じるべき旨の規定を設けているところでありまして、その趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣白川勝彦君登壇、拍手)

○国務大臣(白川勝彦君) 大洲議員にお答えいたします。

介護保険制度の円滑な運用のため市町村合併を行うことが望ましいのではないかとのお尋ねでございますが、介護保険制度などの福祉行政において質の高いサービスを提供するため、市町村が行財政基盤の強化を図ることが必要であり、市町村合併も有効な方策であると考えております。介護保険制度の導入が自主的な合併に取り組み契機となることを期待しており、自治省としても、市町村合併が一層推進される実効ある方策を講じ、市町村合併を積極的に支援してまいらる所存であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 朝日俊弘君。

(朝日俊弘君登壇、拍手)

○朝日俊弘君 私、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました介護保険法案、同施行法案及び医療法の一部を改正する法律案について、橋本総理並びに関係大臣に質問いたします。

法律案の質問に入ります前に、関連して、去る六月三日の閣議において決定された財政構造改革会議の「財政構造改革の推進方策」についてどうしてもお尋ねしておかなければなりません。

その中では、今世紀中の三年間を集中改革期間と定め、その期間中は、対前年度伸び率を高年齢者数

の増によるやむを得ない影響分以下に抑制することとし、特に平成十年度予算については約八千億円超の当然増について五千億円を上回る削減を行うとされております。

この点に関する六月五日の厚生委員会における政府答弁によれば、医療については、現在本院で審議中の健康保険法改正案の政府案と併せて、内容で実施されるという前提に立って試算しても、約五千五百億円の当然増が見込まれる中で、今回の推進法案は、その上にさらに医療と福祉等の分野を中心に五千億円を上回る削減を行うおうとするものと考えざるを得ません。

本院では、今まさに健康保険法等改正案の討論、採決が行われようとしているわけでございしますが、この改正案の中身が既に実施されることを前提とした上で、しかも、その後引き続き続くべき抜本的な構造改革の中身もいまだ明確には示されていないままに、削減すべき金額のみ先にありきという今回の手法は到底納得できるものではありません。

総理、今こそ、医療制度全般にわたる抜本的な構造改革に向けて何を最重点課題として絞り込んでいくお考えなのか、そして、その改革の基本的な方向と改革の具体的な道筋を明確に示すことが求められているのではないのでしょうか。改めて総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、ただいま議題となっております介護保険法案とも密接に関連する課題として、今回の推進法案の決定によって、いわゆる三大福祉プラン、すなわち新ゴールドプラン、エンゼルプラン、そして障害者プランについて、これらの計画を来年度以降も着実に推進していくのかどうか、大いに危惧されるところであります。

とりわけ、福祉等の分野について推進方策の中では、「施設整備費、運営費補助の在り方について見直しを行う」と明記されている点が大変気がかりでございます。

御承知のように、衆議院における介護保険関連

三法の採決に当たっては、「介護保険制度の円滑な施行を図るため、新ゴールドプランの確実な達成を図ること、及び「難病患者を含む若年障害者に対する介護サービスについて、高齢者に対する介護保険給付と遜色のないものとなるよう、障害者プランに基づき、その拡充を図ることが附帯決議に盛り込まれている点をここで特に強調しておきたいと思ひます。

これらの点を踏まえれば、計画推進の前提となっておりまして補助基準を引き下げたり、数値目標を見直したり、あるいは計画期間の引き延ばしを図ろうとすること等は断じて許されるものではありません。こうした危惧が、文字どおりの危惧にすぎないのかどうか、この点は総理のお考えを明確にお聞かせいただきたいと思います。

次に、今回提案されております介護保険法案によつて、これまでの保健医療・福祉制度の枠組みを超えた新たな介護保険制度が創設されていくこととなりますが、この新たな制度が順調にスタートし、円滑に運営されていくためには、それぞれの地域、それぞれの市町村でマンパワーの確保を含めたサービス提供体制の整備の一層の推進を図るとともに、制度の運用に当たっては積極的な市民参加を求めるなど、創意工夫を凝らした制度の活用が極めて肝要であると思ひます。

同時に、それらは個々の自治体の努力とあわせて、複数の市町村による共同事業、例えば一部事務組合あるいは広域連合等の制度の活用や、都道府県と市町村の間の支援・協力関係のあり方等、自治体間の新たな共同関係の構築が多くの地域で必要になってくるものと思ひます。こうした課題について、具体的にどのような手だてを用意して支援されていくのか、衆議院における修正項目を踏まえ、厚生大臣及び自治大臣にお尋ねいたします。

次に、介護保険法案とセットで提出をされております医療法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

今回の改正案では幾つか新たな提案がなされておりますが、私自身はこうした内容を積極的に評価するとともに、この法律案の一日も早い成立を期待したいと思ひます。

中でも、私が特に注目している点は、医療計画の見直しに関する事項であります。今回の改正で、医療計画における二次医療圏ごとの必要記載事項の範囲が広がられたことによつて、医療提供体制のみならず、介護サービス提供体制の整備確保に関する都道府県の果たすべき役割はより一層重要になるものと考えられます。

そこで、厚生大臣にお尋ねしたいと思います。都道府県がどのような基本方針に基づき、どれだけのインフラ整備を医療及び介護サービス提供体制の整備とシステム化を図っていくのか、そして、そのために国はどのような考え方のもとに具体的に都道府県をどう支援していくおつもりなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、私は、今回提案されております介護保険法案及び医療法改正案は、新たな介護システム構築の基盤としてぜひとも必要な法律案であるばかりではなく、冒頭にもお尋ねいたしました医療保険制度及び医療提供体制の抜本的な構造改革にとつても欠くことのできない重要な柱の一つであると受けとめております。

そのように両法案を位置づけるからこそ、たとえ予算関連法案であるとはいえ、専ら患者自己負担増を中心とする健康保険法改正案の方だけの成立を期し、他方の介護保険関連法案の審議は先送りするようなことはなすべからず、何となく避けざるべきであると考えてまいりました。

しかし、率直に言つて、本院に残されている時間は極めて乏しいと認めざるを得ません。この際、改めて本法案の審議に臨むに当たつての総理の御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 朝日議員にお答えを申し上げます。

まず、医療制度全般にわたる抜本的な構造改革に向けて何を最重点と絞り込むのかという御指摘をいただきました。

財政構造改革の必要性については、議員も十分御理解をいただいた上で、その中における一つの部分の問題としてこれを御提起されたものと私は受けとめさせていただきます。そして、我が国の医療制度におきまして、総合的な抜本的構造改革を必要としている状況にある、先ほど来申し上げてまいりましたような数字を振り返りまして、その必要性を否定することはできません。

特に、老人医療制度の見直し、診療報酬体系そのもの、私は先般の健康保険法の審議の際に、ドクターズフィーとホスピタルフィーの分離の問題にまで触れて御答弁を申し上げてまいりましたが、これは私個人の私見をいたしまして、現行の診療報酬体系のあり方、さらに薬価基準制度の見直し、同時に医療提供体制の整備等、それぞれが重要な課題だと考えております。そして、今回の法案の施行までできるだけ早い時期に国民的立場からの抜本的な改革案をお示ししながら、幅広く国民の批判や選択に供していただきたいと考えております。

次に、三大福祉プラン、新ゴールドプラン等についてのお尋ねがございました。

それぞれ事業の執行状況等を踏まえつつも、各種規制の緩和や民間活力の導入等による事業の効率化等もあわせて図りながら、その目的が達成できるようできる限りの努力をしていきたいと考えております。

最後に、本法案の審議に臨むに当たつての決意というお尋ねをいただきました。

院の運営について我々が口を差し挟むことは差し控えなければなりません。しかし、介護保険制度の創設というものが、介護を今までの医療と福

社に分かれたようなあいまいな立場から一つの柱としてきちんと切り離し、社会的入院解消の条件整備を図るなど、医療制度の抜本的な改革を図っていく上でも重要な課題であることは申し上げるまでもないことでありまして、政府としては、できる限り早期に成立を図る必要があると考えており、御協力を心から願っている次第であります。残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小泉純一郎君) 朝日議員にお答えいたします。

制度運営への住民参加についてですが、介護保険事業計画の作成について、被保険者の代表も参加した委員会を設置するなどの措置を講ずることとしております。

また、市町村に対する支援についてですが、保険運営の広域化や認定審査会の共同設置について調整するなど、都道府県にも積極的に支援していただくこととしております。

医療計画の見直しについてですが、これは日常生活圏において地域医療を完結するとともに、地域医療の体系化を図るための医療提供体制の整備を促進するために行うものであります。

都道府県に対しては、国は医療計画作成指針を示し、介護保険事業計画等との整合性を図りながら、都道府県が医療と介護の連携等を考慮した計画を策定できるように支援してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣白川勝彦君登壇、拍手〕

○国務大臣(白川勝彦君) 朝日議員にお答え申し上げます。

介護保険制度における市町村への支援についてのお尋ねでございますが、今回の制度におきましては、財政安定化基金の設置、要介護認定事務の都道府県への委託など、保険者たる市町村を国、都道府県などがおのおの役割に応じ重層的に支える仕組みを導入したところであります。

また、介護保険の実際の運用に当たりましては、財政力の弱い市町村あるいは規模の小さな市町村などは広域連合等を積極的に活用していくのではないかと、こういう現実動きがございまして、また介護保険制度の導入自身が市町村合併の大きな契機になっていくのではないかと私は考えております。

衆議院の修正において、施行後五年を目途に制度の全般的検討を行うこととされましたが、自治省といたしましては、この検討も含め、今後とも地方公共団体の意向を踏まえ、市町村が介護保険制度を安定して運営できるよう適切に対処してまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 有働正治君。

〔有働正治君登壇、拍手〕

○有働正治君 私、日本共産党を代表して、介護保険法案について質問します。

今や高齢化社会に向かって介護問題は深刻です。多くの高齢者が人間らしい生活を奪われ、人間としての尊厳さえ奪われていきます。介護する者も介護される者ともに長寿を喜ぶ社会にすること、高齢者や障害者の介護を家族の自己犠牲から社会全体の責任で行うようにすること、国民は必要となしにだれもが安心して必要な介護が受けられる充実した公的介護制度の確立を願っています。

そのために、我が党は、すべて国民は健康で人間らしい生活をする権利があり、その実現は国の責務であるとする憲法第二十五条の理念に基づき、保険あって介護なしというふうなことにならず、保険と公的措置を組み合わせて、介護を必要とするすべての国民の願いにこたえる制度の確立が必要と考えます。この点で、政府案には幾つもの重大な問題があると断ぜざるを得ません。

第一は、国民の切実な要望に応じた介護を保障する条件整備についてです。今のままでは保険

あって介護なしということにならざるを得ないことを憂慮せざるを得ません。

全国の自治体は、介護保険導入の年ともなる二〇〇三年三月を目指し、新ゴールドプラン達成に向けて努力を重ねています。しかし、その達成状況はほとんどの自治体で達成が困難視されていると言っても過言ではありません。となれば、介護を求めている人に必要な介護をという公約に即して保険を導入しても、最初から公約違反の看板倒れの制度が導入されるということにはならないでしょうか。総理の基本見解を求めます。

保険制度導入に当たって今緊急に求められていることは、新ゴールドプランの目標達成、そのかさ上げのため、自治体への国の補助強化、福祉施設の建設に伴う超過負担の解消、劣悪な定員配置基準の改善等に全力を挙げることでありませんか。特に施設整備費の国庫補助を二分の一から三分の二にすることを求めるものです。条件整備をめぐる政府の具体的財政措置を含めて答弁を求めます。

ホームヘルパーについて、厚生大臣は、平成十二年度を目指して保険あってサービスなしの状況はないように改善を進めていきたいと述べています。そのためには、新ゴールドプランによるホームヘルパーの確保計画十七万人の目標を当面常勤で二十万人とすることが必要ではありませんか。関連して、切実な二十四時間ホームヘルプ事業の充実も切実な課題となっています。私は、新潟県や岩手県などで、二十四時間対応のホームヘルプ事業の夜間の訪問介護に同行し、その実態を見れる車の音が待ち遠しい、ホームヘルパーさんは命の綱ですと涙して語っておられました。

厚生大臣、このモデル事業は現在、全国で六十五自治体七十五事業が国の補助対象とされていますが、二十人以上という要件を緩和し、少人数でも対象とするなど事業の拡大を図り、希望する自治体が実施できるようにするべきではありませんか。

か。また、在宅介護支援センターについて、人手をふやし、車を配置するなど補助を拡大することも切実な要求となっています。厚生大臣の答弁を求めます。

いま一つは、施設介護の中心となる特別養護老人ホームについてです。

政府の計画では二十九万人分とされ、高齢者人口の一・三％にすぎず、とても足りません。入所を希望し、行政がその方の入所が適当と判定してなお入所できないでいる待機者が現在、我が党の調査によれば、全国で七万六千六百五十人も待っており、おられるわけでありまして。仮に二十九万人分の整備ができても、二万人をはるかに上回る待機者が出ます。また、ショートステイなどの抜本的拡充も介護に携わる御家族を含め強い願いであります。

総理、特養ホームの大幅な新増設及びショートステイ整備、デイサービスセンター整備などに対する政府の具体的取り組みを示していただきたいと思っております。

私が訪問した新潟県の定数百の特別養護老人ホームは、一九八二年当時は入所者の平均年齢は七十六歳でしたが、現在は八十二歳となっています。開設当時、おむつが必要だった方は三十九人でしたが、現在は七十七人。当時多くの方が自立歩行できていましたが、現在はほとんど車いすとなっています。高齢化、重度化、痴呆化が全国的に急速に進んでいるのが特徴です。

ところが、職員の配置基準は、七八年に三十五人から三十六人に一人ふえただけで、この二十年間改善されていません。夜間勤務の中で七十人のおむつがえを職員四人で行うのですが、夜勤明けには疲れ切った顔つきまで変わるとの悲痛な声が聞かれました。職員の配置基準を現実と要望に沿って大幅に改善すべきではありませんか。

これらの重要な一連の課題に適切な対応が果たしてこれのかどうか、そのかわり新ゴールドプラン見直し問題についての見解を求めます。

平成九年六月十三日 参議院會議録第三十五号

介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一〇

厚生省は、一九九二年六月の「老人保健福祉計画」について「期間の中間点前後において見直しを行うこと」と指摘し、平成八年度を見直しの年度としてきたはずであります。この見直しがどう進んでいますか、なぜ進まないのですか。自治体の見直しと達成への手だてをとり、保険導入に万全の備えをすべきは政府の責任ではありませんか。総理の答弁を求めます。

第二に、国民の負担、とりわけ経済的理由で低所得者等が排除されてはならないという問題であります。

政府は、介護を受けるためとして保険料を取るわけですが、施設利用に当たっては利用料まで取ることにしています。これでは何のための保険かと言わざるを得ないわけでありです。加えて、現行制度に比べ、制度発足時に国庫負担で三千七百億円、市町村負担で千六百億円削減することになっています。その分、国民に押し寄せることになり、いわばトリプル攻撃とも言える負担が待ち受けているわけでありです。

とりわけ、低所得者の負担は深刻であります。保険料を高年齢者や低所得者からも徴収する政府案では、一割の利用料、施設に入所した際の食費の標準負担額等を加えると、高齢者、低所得者にとって保険料と利用料等が二重の負担となります。特養ホームの入所利用料が平均四万数千円とされるならば、政府案が実施されるとおよそ七割の入所者が現状より負担増となり、また、今の措置制度では前年度非課税の方の場合のホームヘルプ利用料は負担ゼロなのに、政府案では六、七千円となります。千二百二十八万人の人々が平均四万円の年金という現状や、国民健康保険料の支払いで苦悩している人々は保険料、利用料を払えない事態が広がるのではありませんか。

総理、高齢者・低所得者よりも、そもそも利用料を取るのをやめ、また、保険料徴収をやめ

るべきではありませんか。措置制度を充実強化し、保険制度と措置制度を組み合わせることにより、希望するすべての国民に介護サービスを保障すべきではありませんか。総理の見解を求めます。

第三に、社会的に大きな部分を占める在宅介護、家族介護にも介護手当を出す制度とすべきだと考えます。これまでの私的な家族介護は多くの女性たちの犠牲で支えられてきました。女性の社会進出が進み、約四割が女性というのに、今なお介護者の八割は女性です。年間八万人の女性が家族介護のため職場をやめざるを得ないのが実態であります。

この社会的矛盾の解決を図り、家族介護を社会的に正しく評価するためにも、公的介護サービス給付とともに介護手当の給付の併給制選択制とし、家族介護にも介護手当を出す制度とすることを求めます。総理の見解はいかがですか。

第四に、介護保険制度が高齢者医療や障害者介護をもに前進させる内容とすべきではないでしょうか。この点で、総理、高齢者のほかに、原案では対象とされない、若くても障害者や難病患者者たちなど介護を必要とする人を給付の対象とすべきではないでしょうか。

政府案の幾つかの重大な問題は、政府が今回財政構造改革の名のもとで大々的にたくらむ福祉切り捨て策とも相まったもので、時代の流れと国民の願いに沿うものとは言えません。諫早干拓事業に象徴的なセネコン優先の大規模プロジェクトなどのむだや浪費にメスを入れれば、財源確保も可能であります。

日本共産党は、具体的に明示した真に国民の願いにこたえる公的介護保障制度の実現のために全力を尽くすことを表明しつつ、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 有働議員にお答えを申し上げます。

まず、介護保険制度の導入と新ゴールドプランの達成についてお尋ねがございました。

介護サービスの基盤整備を図るため、まずは市町村が策定した老人保健福祉計画の集大成である新ゴールドプランの推進に努めてまいります。

このため、整備がおくれているサービスや地域につきましては、在宅サービスを中心に既存施策の拡充、民間活力の導入等を図るなど、積極的に支援してまいります。

次に、福祉施設の国庫補助を引き上げろ、そういった御指摘がございました。

新ゴールドプランの推進に今全力を尽くしているところであります。国や地方におきまして必要な財政措置をきちんとしてまいります。

次に、ホームヘルパーの目標を当面常勤二十万人という数字をお述べになりました。

しかし、新ゴールドプランにおけるホームヘルパーの整備目標の十七万人は、各地方自治体が策定されました老人保健福祉計画を集計したものでありまして、その中には非常勤も含まれての十七万人、御要求自身がそういうことであったことをまず申し上げておきたいと存じます。

そして、チーム方式の導入あるいは民間委託の拡大を含めて必要なサービス量を効率的に提供することを念頭に置き、まずは新ゴールドプランにおいて必要とされたホームヘルパーの確保に努めてまいります。

次に、特別養護老人ホーム等の整備について御意見がございました。

施設サービスと在宅サービスの均衡等に配慮しながら、サービスの必要性についても厳密に把握をしながら、新ゴールドプランの推進に努めてまいります。

次に、老人保健福祉計画の見直しについての御

意見をいただきましたが、介護保険法案におきまして、市町村がサービスの必要量を踏まえて介護保険事業計画を策定することとしており、老人保健福祉計画もこれと整合性をもって見直すため、介護保険法案成立後、必要な準備を進めることにいたしております。

次に、保険制度と措置制度の組み合わせについて御意見をいただきました。

介護保険制度におきましては、相互扶助の考え方に基づいて、すべての被保険者から負担能力に応じた保険料の負担を求め、また、サービスの利用に当たっては受益に応じた負担を求めることにしています。

その中で、低所得の方々には、保険料及び利用料について無理なく負担していただけるよう配慮をいたしております。

次に、介護手当について御意見をいただきましたが、現金給付は介護サービスの利用に結びつくとは限らないために当面は行わず、まずは限られた財源を基盤整備の充実に振り向けることといたしました。

最後に、若年障害者及び難病患者者についてのお尋ねがございましたが、これらの方々に対する介護サービスは、高齢者に対する介護保険給付と遜色のないものとなるよう、当面、障害者プランに基づいてその拡充を図ってまいります。

受給者の範囲等については、将来的には制度全般についての見直しの中で、障害者福祉施策との整合性等に配慮しながら、検討を行うことといたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 有働議員にお答えいたします。

二十四時間対応ホームヘルプ事業についてのお

尋ねますが、介護サービスの基盤整備を進める観点から、早朝、深夜を含め二十四時間対応できるホームヘルプ事業を普及させるとともに、在宅介護支援センターの計画的な整備を図るべく、現行補助事業が十分活用されるよう意を用いてまいりたいと思います。

特別養護老人ホームの職員配置基準についてですが、痴呆性老人の増加に対応して寮母の増員が図られるよう措置費の加算制度を設けるなど、必要な処遇の確保に努めているところであります。以上であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長木宮和彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔木宮和彦君登壇、拍手〕

○木宮和彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独占禁止法適用除外カルテルなど三十五制度について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、これを廃止ないしは適用除外の範囲の限定等を行うため、関係する二十法律を一括して所要の改正をしようとするものであります。委員会におきましては、独禁法適用除外制度の運用状況とその効果、規制緩和と中小事業者への影響、今回積み残しとなった制度の今後の取り組み

み等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長上山和人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔上山和人君登壇、拍手〕

○上山和人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高齢化の進展、社会経済情勢の変化等に対応し、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の負担の公平等を図るため、被用者保険の被保険者本人に係る一部負担割合及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の引き上げ、薬剤に係る一部負担の創設、政府管掌健康保険の保険料率の引き上げ、そして国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の特例等の

措置を講ずるとともに、医療保険制度及び老人保健制度のあり方並びにこれらの制度全般にわたる改善に関する基本的事項について審議院に諮問する旨の規定を整備しようとするものでございます。

なお、衆議院におきましては、老人医療受給対象者に係る入院一部負担金の額、薬剤に係る一部負担、そして政府管掌健康保険の保険料率、施行期日等の規定を改めるとともに、この法律の施行後の検討等の規定を加える修正が行われております。

委員会におきましては、医療保険構造改革の推進、薬剤別負担のあり方、老人保健制度の見直し、薬価基準、診療報酬の抜本的見直し等の諸問題について質疑を行つとともに、公聴会を開催するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、本法律案に対し、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して宮崎委員より修正案が提出されました。

修正案の要旨は、外来の際の薬剤に係る一部負担金の額の規定を改めるとともに、老齢福祉年金受給者であつて、かつ、その属する世帯の主たる生計維持者が市町村長税が課されない者等であることにつき市町村長の認定を受けている者及び六歳未満の者については、外来の際の薬剤に係る一部負担を免除するものとするものでございます。なお、本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、小泉厚生大臣より政府としてはやむを得ない旨の発言がありました。

次いで、修正案に対し、その提出の経緯と理由、実施に伴う影響額等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、討論に入りましたところ、平成

会を代表して山本委員より修正案並びに修正部分を除く原案に反対、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して佐藤理事より賛成、日本共産党を代表して西山委員より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。山本保君。

〔山本保君登壇、拍手〕

○山本保君 私は、平成会を代表し、衆議院送付の健康保険法等の一部を改正する法律案及び参議院における修正案に対する反対の討論をいたします。

最初に、今回とられた修正の手法について批判いたします。

本来、議院内閣制においては、政府が国民の支持を受けた与党と十分協議をし、閣法原案を国会に提案するものと私は理解してまいりました。その上で、野党の修正要求あるいは与党側が修正すべき課題があれば、委員会でも十分審議し、修正していくのが議会制民主主義のあり方です。こうした手続を踏まえ、国会審議を進めていくのが政府・与党の責任であります。

ところが、今回、与党三党は、厚生委員会の審議をよそに、衆議院に引き続き、またもや密室での協議を行い、突然修正案を提出、わずか二時間の審議でこれを成立させようとしております。こうした暴挙は断じて許されるものではありません。

もしこのようにならざるを得ないのであれば、今後、本質にかかわらない周辺の課題をまず提出し、時間を費やしてから、議論もせず修正案を成立させることが慣行となってしまうのではないでしようか。

これこそ、議会制民主主義を破壊し、衆愚政治を招きかねないことを政府・与党各党は厳しく反省すべきであります。

次に、法案の内容について申し上げます。

事務が煩雑であるからという理由で、一日ごとの薬剤費計算を衆議院で改め、それをまた再びもとに戻すというような修正がなされました。このことは、国民の目から見れば、政府・与党各党が行ってきたことは全く場当たり的、思いつきにすぎなかったことが明白であります。

私も、このような修正案に賛成するわけにはまいりません。

特に、本案で進めようとする高齢者の入院費負担は、現行七百十円を、平成九年度は一日千円、十年度は千四百円、十一年度は千二百円と順次値上げするものであります。これはお年寄りの生活の実態を無視した弱いついめであります。余裕のあるお年寄りからは応分の負担をとるべきであり、一律の引き上げは医療保険制度の抜本改正とは何の関連もありません。

さらに、来年からでも改革を実施する、今回の法改正はそれまでの一時的な対応であると御説明されながら、今申し上げましたように、細かく三年間の負担の漸増を定めることは全く矛盾しております。

また、薬剤費負担はこれまで診療報酬に当然含まれておりますのに、外来時の薬剤費は別途負担というのは筋が通いません。

しかも、患者のコスト意識を高めるのであれば、実際にかかった費用をもとに算定すべきこと

るを、薬の量とは関係なく種類数だけで算定するということでは、正確な情報提供にもならず、抑制効果があるとは考えられないのであります。そのほか、お年寄りの外来負担の実質的倍増、また、被用者の保険料の引き上げ等、抜本改正とは全く無縁の、単に一時的に財政赤字を糊塗するものと言わざるを得ません。

政府案の提案理由においては、医療保険制度の安定的な運営の確保と述べておりますが、そのためには、審議で明らかになったように、老人保健制度の見直し、あるいは医療の需要と供給の調整のため、医師数やベッド数の適正化、医療費二十七兆円余の三〇％を占める、そして一兆二、三千億円の薬価差益や新薬シフトを生む薬剤費の見直し、診療報酬体系の見直し等々の方策を具体的に示し、そのうち何を最初に着手するかの優先順位を決めることこそが国会の仕事のほうであります。これらの構造的、抜本的な改革を先送りし、国民負担増を第一歩とする改正案がどうして多くの国民の方々に理解していただけるのでありましようか。

さらに、総理は、国民負担率を五〇％を超えない、四五％を目途に抑えるとしておりますが、このために進めるべきことは行財政システムの内部構造改革のほうです。ところが、今回の手法を見る限り、単に公費負担を国民の自己負担に振りかえるだけではありません。

財政構造改革会議の最終報告においても、平成十年度の社会保障関係費について、自然増八千億円超の当然増に対し、五千億円を上回る削減を行うことにより、増加額を大幅に抑制するとしていますが、その道筋も明らかでなく、これもまた国民に押しつけようとしているのではないでしようか。まさに構造改革の第一歩は国民の負担増から、この方針を明らかにしているのが本法なのであります。

最後に、八月中旬に医療改革プログラムを提出し、抜本改正をするというのであれば、それまでは本法案、修正案も凍結し、医療構造改革とセットで提出し、審議されるべきである、これが私どもの結論であります。

以上をもって、今回の修正案及び修正案を除く衆議院送付の法案に対しての反対討論といたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 菅野壽君。

(菅野壽君登壇、拍手)

○菅野壽君 私は、社会民主党・護憲連合、自由民主党、新党さきがけを代表し、ただいま議題となっております健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対して与党が提出した修正案につきまして、修正案及び修正案を除く原案に賛成の立場から討論を行うものであります。

急速な少子・高齢化の進展等により、医療保険財政は構造的な赤字に陥っており、このままでは崩壊しかねない危機的状況にあります。

このため、皆保険体制を維持し、国民が安心して適切な医療を受けられるように、医療提供体制と医療保険制度の両面にわたって、国民の立場に立った抜本改革を実施することが急務であるとともに、当面の財政危機を回避するための措置も不可欠であります。

原案は、このような要請にこたえて、薬剤使用の適正化や世代間の負担の公平等の観点に立ち、制度の安定的な運営を目指すものであり、その趣旨については評価できるものであります。さらに本院における以下の修正によって、一層内容の改善が図られるものと考えます。

第一に、外来の薬剤に係る一部負担については、原案の種類別の定額に加え、薬剤投与の適正化の観点から、薬剤の投与日数を勘案することにより、短期間の投与の場合における薬剤の患者負担等に配慮したことあります。

第二に、六歳未満の小児及び一定の低所得の高齢者については、外来の際の薬剤に係る一部負担を要しないものとしたことあります。これは、小児については、大人に比べて相対的に薬剤の使用量が少ないことに加え、少子化対策の一環として負担の軽減を図るものであり、負担能力の低い高齢者についても負担の軽減を図ったものであります。

以上の修正により、さらに本法案の目的の達成と円滑な実施が図られるものと考えます。

このように、健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案は、二十一世紀に向けて医療制度の抜本的改革の第一段階となるものであり、極めて重要な改正であることから、修正案及び修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

最後に、国民本意の医療保険制度の抜本改革に与党として今後も全力を挙げて取り組む決意であることを表明し、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 西山登紀子君。

(西山登紀子君登壇、拍手)

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

本案は、一言で言って、医療保険財政の浪費構造には全くメスを入らず、すべて国民の負担と犠牲で乗り切ろうとする大改悪法案であり、断じて許すことはできません。

今求められる医療改革とは、子供からお年寄りまで、お金のあるなしにかかわらず、すべての国民に十分な医療を保障することです。ところが、今回の改悪案は、患者負担を現行の二・五倍から四倍以上にも一気にはね上げるものとなっており、深

刻な受診抑制、治療中断を招くことは必至です。私のもとには、薬を少しずつ飲んで改悪に備えてためている、食べ物を減らして病院に行くか、病院に行かないで生活するかといったお年寄りの声すら寄せられています。

過重な外来費や薬代の二重取り、さらに月四万円程度の年金しか受け取っていないお年寄りから一日千二百円もの入院費を徴収するというのは、お金のない者は病院に行くな、入院はするなということにはなりません。

医療保険財政赤字の最大の原因は、世界一高い薬価や医療機器が医療費を押し上げていることにこそあります。ところが、本案はこの是正には手をつけようとしていません。

高薬価を是正するには、ゾロ新などという言葉が公式に使用されるような、世界に例を見ない新薬シフトを改めることです。原価の公開など、薬価決定のプロセスを透明化し、製薬メーカーのぼろもうけにメスを入れれば、二兆円を超える財源を生み出すことは十分可能です。ところが、この点について指摘されると、政府は、薬価基準の廃止、市場原理にゆだねると言い出しました。しかし、これでは問題のすりかえであり、大手製薬企業の高利潤はそのまま温存され、高薬価を引き下げることは何らつながらりません。

また、審議を通じて、本案の薬剤費二重取りが全く医学的根拠も合理的根拠もないものであることが明白になりました。そのため、与党三党は、定価のない日がわり法案と国民からやゆされるほど無責任な修正劇を繰り返してきました。しかし、修正をやればやるほど新たな矛盾が次々に生まれるという混乱に陥っています。いかなるびほう策を講じようとも、この法案の持つ制度上の重大な欠陥は直しようがありません。

公聴会で日本医師会代表は、この薬剤の別途負担について、患者と医師の信頼関係に重大な混乱

を招く恥ずべき改革であり、早く廃止してほしいと陳述されました。まさにそのとおり、この法案は撤回する以外にはありません。

また、国会審議の中で再三の指摘にもかかわらず、国庫負担率をもとに戻そうとしないことも許せません。

政管健保について言えば、九二年度以降も国庫負担率をそのまま一六・四％に維持し、繰り延べなどしなければ赤字にもならず、十分財源はあったのです。政府みずからがつくった赤字をそっくり国民にツケ回しする本案は、国民に対する公約も法の趣旨も踏みにじるものです。

最後に、二兆円もの国民負担を押しつけるこの重要法案に対し、厚生委員会の理事懇談会での協議中に、自民党と、それまで法案反対、慎重審議を要求していた平成会の首脳による協議で、この法案成立への手続が合意されたことはまことに遺憾であります。このようなことは議会制民主主義に照らしても翼賛国会との批判は免れません。

今、本案に反対する請願署名は千八百万を超えました。私の部屋には二千九百通を超える怒りのファクスがきょうも届いています。国会はこの切実な国民の声にこそ耳を傾けるべきであり、採決強行など言語道断です。

日本共産党は、この医療保険法案の改悪はもちろん、抜本改革の名のもとに、さらなる国民負担増を押しつけようとする大改悪を許さず、国民とともに闘い抜くことを表明し、政府案及び修正案の撤回を強く求めて反対討論いたします。

(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。次は、患者と医師の信頼関係に重大な混乱

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 電気通信事業法の一部を改正する法律案
日程第四 国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案
日程第五 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長測上貞雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
(測上貞雄君登壇、拍手)
○測上貞雄君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきましては、我が国の電気通信事業分野における新規参入の一層の円滑化及び電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、第一種電気通信事業の許可の基準である過剰設備防止事項等を撤廃するとともに、電気通信事業者間の電気通信設備の接続に関する制度の充実を図る等の改正を行おうとするものであります。

次に、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案につきましては、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信業務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、本改正による公正有効競争の促進、情報通信分野における一層の規制緩和の必要性、廃止を含めたKDD法のさらなる見直し、NTTの国際通信進出のあり方、再編成後の地域間における料金格差への懸念、再編成がNTTの研究開発に与える影響等の諸問題について質疑を行うとともに、NTT武蔵野研究開発センターの視察、参考人からの意見聴取等極めて慎重な審査が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、三法律案に対し、日本共産党を代表して上田委員より反対、自由民主党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけを代表して陣内理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、三法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、多数をもって九項目から成る附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、電気通信事業法の一部を改正する法律案及び国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君
議員 田村 公平君
小山 峰男君
渡辺 孝男君
山口 哲夫君
福本 潤一君
椎名 素夫君
北澤 俊美君
山本 保君
江本 孟紀君

栗原 君子君
魚住裕一郎君
末広真樹子君
釘宮 繁君
大森 礼子君
矢田部 理君
西川 玲子君
加藤 修一君
益田 洋介君

平田 健二君	林 久美子君	平井 卓志君	林 寛子君	馳 浩君	大淵 絹子君
和田 洋子君	鈴木 正孝君	吉田 久之君	大久保直彦君	淵上 貞雄君	釜本 邦茂君
菅川 健二君	市川 一朗君	鈴木 省吾君	世耕 政隆君	金田 勝年君	景山俊太郎君
岩瀬 良三君	小林 元君	林田悠紀夫君	前田 勲男君	海老原義彦君	岩井 國臣君
石田 美栄君	山崎 順子君	野村 五男君	西田 吉宏君	阿部 正俊君	橋崎 泰昌君
都築 讓君	荒木 清寛君	服部三男雄君	上野 公成君	清水 澄子君	大島 慶久君
浜四津敏子君	直嶋 正行君	岡 利定君	依田 智治君	坪井 一字君	真島 一男君
寺澤 芳男君	統 訓弘君	山本 一太君	三浦 一水君	佐藤 泰三君	河本 英典君
武田 節子君	長谷川 清君	松村 龍二君	保坂 三蔵君	清水 達雄君	鈴木 栄治君
牛嶋 正君	泉 信也君	平田 耕一君	塩崎 恭久君	梶原 敬義君	鈴木 貞敏君
白浜 一良君	勝木 健司君	吉村剛太郎君	溝手 顯正君	志村 哲良君	木宮 和彦君
猪熊 重二君	星野 朋市君	山崎 正昭君	加藤 紀文君	小野 清子君	石井 道子君
木暮 山人君	広中和歌子君	中島 真人君	狩野 安君	浦田 勝君	守住 有信君
片上 公人君	及川 順郎君	関根 則之君	尾辻 秀久君	青木 薪次君	宮澤 弘君
石井 一二君	鶴岡 洋君	矢野 哲朗君	松谷蒼一郎君	井上 孝君	板垣 正君
永野 茂門君	長谷川道郎君	佐藤 静雄君	野間 起君	大河原太一郎君	松浦 功君
芦尾 長司君	水野 誠一君	南野知恵子君	鹿熊 安正君	岡野 裕君	岡部 三郎君
上吉原一天君	長尾 立子君	陣内 孝雄君	斎藤 文夫君	田沢 智治君	真鍋 賢二君
常田 享詳君	奥村 展三君	中曾根弘文君	須藤良太郎君	国井 正幸君	齋藤 勤君
堂本 曉子君	岩永 浩美君	片山虎之助君	成瀬 守重君	小川 勝也君	西川 潔君
大野つや子君	山崎 力君	吉川 芳男君	竹山 裕君	朝日 俊弘君	峰崎 直樹君
高野 博節君	阿曾田 清君	青木 幹雄君	下稻葉耕吉君	中尾 則幸君	島袋 宗康君
田浦 直君	武見 敬三君	上杉 光弘君	宮崎 秀樹君	笠井 亮君	渡辺 四郎君
谷川 秀善君	海野 義孝君	久世 公堯君	杵掛 哲男君	前川 忠夫君	今井 澄君
戸田 邦司君	高橋 令則君	倉田 寛之君	高木 正明君	川橋 幸子君	山田 俊昭君
今泉 昭君	鈴木 政二君	遠藤 要君	大木 浩君	阿部 幸代君	及川 一夫君
小山 孝雄君	北岡 秀二君	村上 正邦君	坂野 重信君	山本 正和君	菅野 茂君
亀谷 博昭君	風間 昶君	井上 吉夫君	佐々木 満君	山本 正和君	一井 淳治君
横尾 和伸君	山下 栄一君	岩崎 純三君	井上 裕君	須藤美也子君	西山登紀子君
平野 貞夫君	鴻池 祥肇君	太田 豊秋君	笠原 潤一君	三重野栄子君	角田 義一君
石渡 清元君	鎌田 要人君	照屋 寛徳君	大脇 雅子君	竹村 泰子君	千葉 景子君
清水嘉与子君	寺崎 昭久君	上山 和人君	畑 恵君	緒方 晴夫君	本岡 昭次君
木庭健太郎君	田村 秀昭君	林 芳正君	日下部禮代子君	吉川 春子君	筆坂 秀世君
二木 秀夫君	松浦 孝治君	谷本 鶴君	菅野 壽君	鈴木 和美君	笹野 貞子君
野沢 太三君	永田 良雄君	中原 爽君	橋本 聖子君		

平成九年六月十三日 参議院會議録第三十五号

議長の報告事項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案

同日本院は、公安審査委員会委員長に藤田耕三君を、同委員に伊藤助成君、大川隆康君、木村治美君及び波多野敬雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に武富將君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に石川雅嗣君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に細川昌俊君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

電気事業法の一部を改正する法律

日本銀行法

同日内閣総理大臣から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長平林博君の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の許可し、その補欠を指名した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理 兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理 東 良信君	内閣官房内閣外政審議室長事務代理 兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理 東 良信君
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理東良信君(同日議長承認)を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	
昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
文教委員 山本 正和君 菅野 壽君 補欠	厚生委員 阿曾田 清君 水島 裕君 菅野 壽君 補欠
農林水産委員 渡辺 孝男君 阿曾田 清君 補欠	商工委員 加藤 修一君 水島 裕君 木庭健太郎君 補欠
建設委員 木庭健太郎君 福本 潤一君 補欠	予算委員 佐藤 道夫君 山田 俊昭君 補欠

災害対策特別委員
依田 智治君
鈴木 政二君
補欠

選挙制度に関する特別委員
湖上 貞雄君
瀬谷 英行君
補欠

行政改革・税制等に関する特別委員
日下部徳代子君
清水 澄子君
吉川 春子君
補欠

臓器の移植に関する特別委員
河本 英典君
尾辻 秀久君
中島 眞人君
塩崎 恭久君
大島 慶久君
補欠

外務委員会
理事 武田邦太郎君(武田邦太郎君の補欠)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国家公務員の倫理の保持に関する法律案(田中慶秋君外三名提出)(衆第三九号)
国会職員の倫理の保持に関する法律案(田中慶秋君外三名提出)(衆第四〇号)
裁判官の倫理の保持に関する法律案(田中慶秋君外三名提出)(衆第四一号)
政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案(田中慶秋君外三名提出)(衆第四二号)
同日委員長から次の報告書が提出された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(閣法第四四号)審査報告書
健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第

三六号)審査報告書
電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書
国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書
日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第七八号)審査報告書

審査報告書
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十二日
参議院議長 斎藤 十朗殿
商工委員長 木宮 和彦

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、競争的かつ開かれた経済社会を実現するため、個別法による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等を行い、競争政策の一層の展開を図ろうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十日
参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案

目次

- 第一章 大蔵省関係(第一条—第三条)
- 第二章 厚生省関係(第四条)
- 第三章 農林水産省関係(第五条—第十一条)
- 第四章 通商産業省関係(第十二条—第十四条)
- 第五章 運輸省関係(第十五条—二十条)

附則
第一章 大蔵省関係
(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒類の適切な需給調整等を」を「酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業に改める。」

第二条第一項中「第八十六条の三及び」を削る。

第六条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「第八十六条の三及び」を削る。

第四十二条第五号を削り、同条第六号中「品質の改善」を削り、「合理化」の下に「酒類の取引の円滑な進行及び消費者の保護に資するため」に必要なものを含む。」を加え、「次に掲げる規制を」酒類の販売のための施設に関する規制、酒類の容器に関する規制その他の組合員が販売する酒類の販売方法に関する規制当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。」に改め、同号イからハまでを削り、同号を同条第五号とし、同条第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条第一項中「又は第六号」を削り、「関する定」を「関する定め」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項

中「(前条第六号の規定による規制に係る協定については、第二号又は第三号)を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第四十五条第一項中「(第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号。以下第九十四条第三項において同じ。)」を削る。

第八十二条第一項第三号中「又は第六号」を削る。

第八十三条中「第一項但書及び第四項」を「第一項ただし書及び第三項」に、「とあるのは連合会を」とあるのは、連合会」に改め、「又は第六号」を削る。

第八十四条第四項中「第四十三号第二項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に規定する事態を解消するために必要最小限度である範囲を超えていること。

二 不当に差別的であること。

三 消費者又は取引の相手方の利益を不当に害すること。

第八十四条第六項を削り、同条第七項を同条第八項とする。

第八十六条の二及び第八十六条の三を次のように改める。

第八十六条の二及び第八十六条の三 削除

第八十六条の四の見出しを「(基準販売価格に係る告示)」に改め、同条中「並びに前条第一項の指定及び当該指定の取消」を削る。

第九十二条第三号に「協定に基いて」を「協定に基づいて」に、「第八十四条第一項」を「及び第八十四条第一項」に、「命令に基いて」を「命令に基づいて」に改め、「及び酒類製造業者又は酒類販売業者が第八十六条の三第二項の認可を受けた同項の契約(当該契約に基いて締結される契約を

含む。に基いて行う行為)を削る。

第九十四条第一項中「又は第八十六条の三第二項の認可」を「又は第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告若しくは命令」に、「の同意を得なければ」を「に協議しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「至り、又は第八十六条の三第二項の認可を受けた同項の契約の内容が同条第三項各号の一に該当するに」及び「又は第八十六条の三第四項若しくは第五項を削り、同項を同条第二項とする。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条 第四十三号第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百条中「第九十七条第二号を削り、「外」を「はか」に改める。

第百一条第十二号中「第四十三号第四項」を「第三十三号第三項」に改め、「及び第八十六条の三第七項」を削る。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第二条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条(組合の行為への適用除外)各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

(証券投資信託法の一部改正)

第三条 証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を削り、第五章中第二十五条の二を第二十五条とする。

第二章 厚生省関係

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第四条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の十五」を「第十四条の十二」に改める。

第八十四条第五項を削る。

第十四条の十三から第十四条の十五までを削る。

第四十七条第二号の二を削る。

第五十六条中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第十四条の十五まで」を「第十四条の十二まで」に改め、「第十四条の十三第二項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」とを削る。

第六十条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三章 農林水産省関係

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第五条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二」を「第四章」に改め、「第四章 加工原料用果実の取引に関する取決め(第五条の二—第五条の四)」を削る。

第四章を削り、第三章の二を第四章とする。

(卸売市場法の一部改正)

第六条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

第二十九条から第三十二条まで 削除

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第七条 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 砂糖の価格安定に関する措置」を「第二章 輸入に係る砂糖の価格調整等(第三十三条、第三十四条)」に改める。

第二節 精製糖の製造数量等の制限(第三十三条、第三十四条)」を「第二章 輸入に係る砂糖の価格調整等に関する措置(第三十三条、第三十四条)」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 輸入に係る砂糖の価格調整等に関する措置

第一節の節名及び第二節の節名を削る。

第十三条から第十八条までを次のように改める。

第十三条から第十八条まで 削除

第三十条第一項中「精製糖の下に」(「国内産糖を除く。以下同じ。」を加える。

第三十六條第一号中「第十八条又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

(漁業再建整備特別措置法の一部改正)

第八条 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

第九條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自主的調整による」を削る。

第三条の三第一項第四号を削る。

第十七条の二の見出し中「購入事業等」を「購入事業に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前」項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条から第二十一条までを次のように改める。

第十八条から第二十一条まで 削除

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

第二十三條及び第二十四條 削除

第二十六條から第二十九條までを次のように改める。

第二十六條から第二十九條まで 削除

第三十條第一項中「組合、販売機関若しくは指定機関」を「若しくは組合」に改める。

第三十一條第二項中「第二十七條の二第三項、第二十六條第一項、第二十六條の三、第二十六條の九及び第二十九條を」及び第二十七條の二第二項に「外」を「ほか」に改める。

第三十三條の前の見出しを削り、同条から第三十三條の六までを次のように改める。

第三十三條から第三十三條の六まで 削除

第三十三條の七の前の見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「又は第二項」を削り、「行い、又は団体協約を締結した」を「行つた」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

第三十四條の二を次のように改める。

第三十四條の二 第三條の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十四條の三を削る。

第三十五條中「第三十三條の六」を削り、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止)

第十条 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)は、廃止する。

(漁業生産調整組合法の廃止)

第十一条 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第一八八号)は、廃止する。

第四章 通商産業省関係

(輸出入取引法の一部改正)

第十二條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 輸入に関する協定(第七條の二)及び「第三章の三 輸出入調整に関する協定(第七條の三)」を削り、

「第四章の二 輸入組合(第十九條の二、第十九條の六)第五章の二 貿易連合(第二十七條の二、第二十七條の三)第六章 輸出、輸入及び輸出入調整に関する命令(第二十八條、第三十二條、第三十三條、第三十四條)第七章 指定機関(第三十三條、第三十四條)第八章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第五章 輸入組合(第十九條の二、第二十七條)第六章 輸出、輸入及び輸出入調整に関する命令(第二十八條、第三十二條、第三十三條、第三十四條)第七章 指定機関(第三十三條、第三十四條)第八章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第七章 輸入組合(第十九條の二、第二十七條)第八章 輸出、輸入及び輸出入調整に関する命令(第二十八條、第三十二條、第三十三條、第三十四條)第九章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第八章 輸出、輸入及び輸出入調整に関する命令(第二十八條、第三十二條、第三十三條、第三十四條)第九章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第九章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十一章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十二章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十三章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十四章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十五章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十六章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十七章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十八章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第十九章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十一章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十二章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十三章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十四章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十五章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十六章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十七章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十八章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第二十九章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第三十章 罰則(第四十一條、第四十七條)」に改める。

「第三十一條 輸出入組合(第十九條の二、第二十七條)を削る。

第三十二條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第三十三條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第三十四條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第三十五條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第三十六條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第三十七條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第三十八條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第三十九條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十一條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十二條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十三條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十四條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十五條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十六條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十七條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十八條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第四十九條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十一條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十二條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十三條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十四條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十五條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十六條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十七條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

第五十八條の二第一項中「第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。」及び「輸入組合又は輸出入組合を削る。

場合を含む。)、第七條の第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む。第三十五條第一項を除き、以下のこの章において同じ。若しくは第二十七條の十二の規定による処分をし、又は次條第十項の規定による請求に応じ、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣が第六條第三項を削り、同條第二項中「次條第八項から第十項まで」を「次條第四項及び第五項」に、「組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約又は業務の方法の定」を「又は組合員の遵守すべき事項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同條第三項を削る。

第三十四條第一項及び第二項を削り、同條第三項中、「第六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條の十二」を「若しくは第六條に改め、同項を同條第一項とし、同條第四項を削り、同條第五項中「第二十八條第一項若しくは」を「第二十八條第一項又は」に改め、「(第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む。)、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項(第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む。))又は第三十一條第一項若しくは第二項を削り、同項を同條第二項とし、同條第六項中、「次項の場合を除き」を削り、同項を同條第三項とし、同條第七項を削り、同條第八項を同條第四項とし、同條第九項中「若しくは輸入業者及び」、若しくは第五條の二第一項若しくは第七條の二第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出業者及び輸入業者が第七條の三第一項の認可を受けを削り、「若しくは輸出組合、輸入組合若しくは輸出組合を」又は輸出組合に改め、「若しくはは同條第四項、第十九條の四第二項若しくは第二十三條第一項の認可を受け及び、若しくは輸出組合若しくは輸入組合が第十一條第四項若しくは第十九條の四第二項の認可を受けて締結した団体協約を削り、「第五條第二項第四号」を「第五條第二項第四号」に改め、「又は貿易

連合の発起人若しくは貿易連合が第二十七條の九第一項若しくは第二十七條の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法が、第二十七條の九第三項第四号若しくは第五号に適合するものでなくなつたと認めるときを削り、「第六條第一項若しくは第二項又は第二十七條の十二」を「第六條」に改め、同項を同條第五項とし、同條第十項を削り、同條第十一項中「前三項を」前二項に改め、同項を同條第六項とする。

第三十五條第一項中、「第五條の二第一項、第七條の二第一項、第十一條第四項」を削り、「第十九條第一項」を「若しくは第十九條第一項」に改め、「第十九條の四第二項、第二十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは第二十七條の十六において準用する同法第六十三條第三項」、「第六條第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む。))又は第十一條第五項において準用する場合を含む。」、「第二十七條の十二若しくは第二十七條の十五及び、第二十九條第一項若しくは第三十條第一項若しくは第二項を削り、「第六十三條第三項、第二十七條の九第一項、第二十七條の十一第一項若しくは第二十七條の十六において準用する同法第六十三條第三項」を「第六十三條第三項」に、「輸入組合の組合員たる輸入業者又は貿易連合を」又は輸入組合の組合員たる輸入業者に改める。

第三十七條中、「第二十一條、第二十八條第五項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。))若しくは第三十二條の三第一項を「若しくは第二十八條第五項」に改め、「(第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む。))、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項(第三十一條第三項又は第四項において準用する場合を含む。))若しくは第三十一條第一項若しくは第二項を削る。

は第二項又は第二十七條の十二を「又は第六條」に改め、同條第一項を削り、同條第三項中「第十八條第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。」、第二十七條の十二、第二十七條の十五又は第三十二條の十を「又は第十八條(第十九條の六において準用する場合を含む。))」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第三十九條の見出し中「輸出組合等」を「輸出組合」に改め、同條中「(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。))及び、輸入組合又は輸出組合」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十九條の二第一項中「輸出組合等」を「輸出組合」に改める。

第四十條第一項中、「輸入組合、輸出入組合、貿易連合、輸出すべき貨物の生産業者若しくは販売業者又は輸入する貨物の需要者若しくは販売業者」を「又は輸入組合」に改め、同條第二項を削る。

第八章中第四十條の次に次の一条を加える。

(経過措置)
第四十條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章を第七章とする。

第四十一條中、「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合を」又は輸入組合に、「輸入組合、輸出入組合若しくは貿易連合を」若しくは輸入組合に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第四十一條の二第一項中「(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第四項において準用する場合を含む。))を削り、「輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは」を「の役員又ははに改め、「又は指定機關の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するもの」を削り、「わいろ」を「賄賂」に改める。

第四十二條を次のように改める。

第四十二條 第四條第二項又は第二十八條第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令又は処分違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三條第二号中「第六條第一項若しくは第二項(第七條の二第三項又は第七條の三第三項において準用する場合を含む。))」を「第六條」に改め、同條第三号を削り、同條第四号中「(第三十二條の十三において準用する場合を含む。))」を削り、同号を同條第三号とする。

第四十四條中、「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合を削り、同條第二号を削り、同條第三号中「若しくは第六條第一項若しくは第十一條第五項、第十九條の四第三項において準用する第七條の二第三項若しくは第二十三條第四項において準用する第六條第二項又は第二十七條の十二」を「又は第六條」に改め、同号を同條第二号とする。

第四十四條の二を削る。

第四十五條第一号中「第七條第一項」を「第七條」に改め、「同條第二項第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む。)、第七條の三第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む。))若しくは同條第三項を削り、同條第二号中「又は第二十七條」を削り、同條第三号中「又は第二十七條及び、若しくは第二十七條の十六」を削り、「若しくは第二十八條の二第四項」を「又は第二十八條の二第四項」に改め、「又は第三十二條の十二第一項」を削る。

第四十五條の二を削る。

第四十六條中、「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合を」又は輸入組合に改め、「又は第二十七條及び、又は第二十七條の十六」を削る。

相当の行為をしないときは、七年以下の懲役

第四百四条中「前条各号に掲げるを」前条の」に、「わいのを」を「前条各号に掲げる」を「同条の」に改める。

第八八条中「から第五十八条まで」を「又は第五十七條」に改める。

第一百十條第二号中「第十七條第八項を」第十七條第七項に改め、同条第三号中、第三十條の二第三項第三十三條において準用する場合を含む。」を削る。

第一百十八條を削る。

(商店街振興組合法の一部改正)

第十四條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八十條を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八十條 組合員たる事業者が次の各号のいずれかに掲げる者である組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 資本の額又は出資の総額が一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円)を超えない法人たる事業者

二 常時使用する従業員の数が三百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人)を超えない事業者

第五章 運輸省関係

(倉庫業法の一部改正)

第十五條 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條及び第十六條を次のように改める。第十五條及び第十六條 削除

第三十二條第二号を削り、第三号を第二号とする。

(道路運送法の一部改正)

第十六條 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十八條及び第十九條を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行つ次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき、又は第十九條の三第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十九條の二の規定による処分をした場合を除く)は、この限りでない。

一 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該路線において事業を営営している二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結

二 旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、同一の路線において事業を営営している二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結

(協定の認可)

第十九條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前条各号の協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときで

なければ、同項の認可をしてはならない。

一 旅客の利益を不当に害さないこと。
二 不当に差別的でないこと。
三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。
四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

第十九條の次に次の二條を加える。

(協定の変更命令及び認可の取消し)

第十九條の二 運輸大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第十九條の三 運輸大臣は、第十九條第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 運輸大臣は、前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第十九條第一項の認可を受けた協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十一條第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項から第六項までを削る。

第四十三條第五項中「から第二十條まで」を「第二十條」に改める。

第五項において準用する場合を含む。」を「第十九條第一項」に改め、同条第二号中「第十六條第二項」の下に、「第十九條の二」を加え、「第三十一條第一項」を「第三十一條」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第十七條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條及び第十六條を次のように改める。

第十五條及び第十六條 削除

第三十五條第六項中、「第十五條、第十六條」を削る。

第三十七條第一項中「第十六條まで」を「第十四條まで」に改め、「第十五條、第十六條」を削る。

第七十六條第四号中「又は第十五條第一項(第三十五條第六項において準用する場合を含む。)」を削る。

(海上運送法の一部改正)

第十八條 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

第三十條の二を削り、第三十條の三を第三十條の二とする。

第三十一條中「基く」を「基づく」に改め、「(第三十條の二第二項において準用する場合を含む。)」を削り、「疑があるを」疑いがある」に、「基いて」を「基づく」に改める。

第四十七條の三中「第三十條の三」を「第三十條の二」に改める。

第四十八條第六号中「(第三十條の二第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

(港灣運送事業法の一部改正)

第十九條 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

から第十九条までを、第十八条の二及び第十八条の三に改める。

(航空法の一部改正)

第二十条 航空法昭和二十七年法律第二百三十一号の一部を次のように改正する。

第一百十条及び第一百十一条を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第一百十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第一百十一条の三第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第一百十一条の二の規定による処分をした場合を除く)は、この限りでない。

一 航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該路線において二以上の航空輸送事業者が事業を営んでいる場合に定期航空輸送事業者が他の航空輸送事業者と行う共同経営に関する協定の締結

二 本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、定期航空輸送事業者が他の航空輸送事業者と行う連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定の締結

(協定の認可)

第一百十一条 定期航空輸送事業者は、前条各号の協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

ばならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 利用者の利益を不当に害さないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。

四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

第一百十一条の次に次の二条を加える。

(協定の変更命令及び認可の取消し)

第一百十一条の二 運輸大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その定期航空輸送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第一百十一条の三 運輸大臣は、第一百十条第一号の協定について第一百十一条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 運輸大臣は、第一百十条第一号の協定について前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第一百十一条第一項の認可を受けた第一百十条第一号の協定の内容が第一百十一条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第五百五十七條第四号中「第八條第二項」の下に、「第一百十一条の二」を加え、同条第六号中「第一百十条第一項」を「第一百十一条第一項」に、

「運輸に関する協定をした」を「協定を締結し、又はその内容を変更した」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「旧法」という)第四十三條第一項の規定による協定の設定に係る認可の申請は、当該認可の申請に係る協定が第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第四十二條第五号の規定において「新法」というものを内容とするものである場合は、この法律の施行の日にされた新法第四十二條第一項の規定による協定の設定に係る認可の申請とみなす。

2 前項の規定は、旧法第七十九條第一項に規定する連合会が行つた協定の設定に係る認可の申請について準用する。この場合において、前項中第四十二條第一項とあるのは「第八十三條において準用する第四十三條第一項」と、「第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第四十二條第五号の規定による規制」とあるのは「會員たる酒類業組合(第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第三条に規定する酒類業組合をいう)が行う新法第四十二條第五号に規定する規制について総合調整計画」と読み替へるものとす。

3 第一項の規定は、旧法第八十條第四項に規定する中央会が行つた協定の設定に係る認可の申請について準用する。この場合において、第一

項中「第四十三條第一項」とあるのは「第八十三條において準用する第四十三條第一項」と、「第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第四十二條第五号の規定による規制」とあるのは「會員たる酒類業組合(第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第三条に規定する酒類業組合をいう)が行う新法第四十二條第五号に規定する規制又は會員たる連合会新法第七十九條第一項に規定する連合会をいう)がその會員とする規制について行う調整事業についての総合調整計画」と読み替へるものとす。

(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会清算中のものを含む。に關しては、第十條の規定による廃止前の真珠養殖等調整暫定措置法次項及び附則第十五條において「旧暫定措置法」というのは、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の日から起算して六月を経過した時において現に存する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会は、旧暫定措置法第六十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧暫定措置法第八十八條の規定による解散命令によつて解散した真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の解散及び清算の例による。

(漁業生産調整組合法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する漁業生産調整組合(清算中のものを含む)に關しては、第十一條の規定による廃止前の漁業生産調整組合法(次項及び附則第十五條において「旧調整組合法」という)は、この法律の施行後も、なお

項中「第四十三條第一項」とあるのは「第八十三條において準用する第四十三條第一項」と、「第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第四十二條第五号の規定による規制」とあるのは「會員たる酒類業組合(第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第三条に規定する酒類業組合をいう)が行う新法第四十二條第五号に規定する規制又は會員たる連合会新法第七十九條第一項に規定する連合会をいう)がその會員とする規制について行う調整事業についての総合調整計画」と読み替へるものとす。

(真珠養殖等調整暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会清算中のものを含む。に關しては、第十條の規定による廃止前の真珠養殖等調整暫定措置法次項及び附則第十五條において「旧暫定措置法」というのは、この法律の施行後も、なお

項中「第四十三條第一項」とあるのは「第八十三條において準用する第四十三條第一項」と、「第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第四十二條第五号の規定による規制」とあるのは「會員たる酒類業組合(第一条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新法」という)第三条に規定する酒類業組合をいう)が行う新法第四十二條第五号に規定する規制又は會員たる連合会新法第七十九條第一項に規定する連合会をいう)がその會員とする規制について行う調整事業についての総合調整計画」と読み替へるものとす。

(漁業生産調整組合法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する漁業生産調整組合(清算中のものを含む)に關しては、第十一條の規定による廃止前の漁業生産調整組合法(次項及び附則第十五條において「旧調整組合法」という)は、この法律の施行後も、なお

その効力を有する。

2 平成十一年三月三十一日において現に存する漁業生産調整組合は、旧調整組合法第六十二条第一項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧調整組合法第六十七条の規定による解散命令によって解散した漁業生産調整組合の解散及び清算の例による。

(輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する第十二条の規定による改正前の輸出入取引法(次項において「旧法」という。)第五条の三第一項の認可を受けて締結した協定及びこれに基づいてする行為については、この法律の施行の日から起算して三月間は、なお従前の例による。

2 旧法第三十条第三項において準用する旧法第二十八條第五項の規定により旧法第三十条第二項の通商産業省令に係る事務を処理する輸入組合の役員又は職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、なお従前の例による。(中小企業団体の組織に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際商工組合及び商工組合連合会が現に行つてゐる中小企業団体の組織に關する法律第十七條第二項(同法第三十三條において準用する場合を含む。)の事業の実施に係る行為に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

(道路運送法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に存する第十六條の規定による改正前の道路運送法(以下この条において「旧法」という。)第十八條第一項の認可を受けた協定については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する協定で第十六條の規定による

改正後の道路運送法(以下この条において「新法」という。)第十八條各号の協定のいずれかに該当するものについては、一般乗合旅客自動車運送事業者は、同項に規定する期間内においても、新法第十九條第一項の認可の申請をすることができ、この場合において、当該期間内に当該認可をすることとする処分があつたときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現にされてゐる旧法第十八條第一項の協定の認可の申請は、当該協定が新法第十八條各号の協定のいずれかに該当するものである場合は、運輸省令で定めるところにより、新法第十九條第一項の協定の認可の申請とみなす。

(航空法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 この法律の施行の際現に存する第二十條の規定による改正前の航空法(以下この条において「旧法」という。)第一百十條第一項(旧法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認可を受けた協定(第三項に規定するものを除く。)については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する協定で第二十條の規定による改正後の航空法(以下この条において「新法」という。)第一百十條第一号(新法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。)の協定に該当するものについては、航空運送事業者は、前項に規定する期間内においても、新法第一百十一條第一項(新法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認可の申請をすることができ、この場合において、当該期間内に当該認可をすることとする処分があつたときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第一百十條第一項の認可を受けた協定で新法第一百十條第二

号(新法第一百二十二條第一項において準用する場合を含む。)の協定に該当するものについては、新法第一百十一條第一項の認可を受けた協定とみなす。

4 この法律の施行の際現にされてゐる旧法第一百十條第一項の協定の認可の申請は、当該協定が新法第一百十條各号(新法第一百二十二條第一項に

において準用する場合を含む。)の協定のいずれかに該当するものである場合は、運輸省令で定めるところにより、新法第一百十一條第一項の協定の認可の申請とみなす。

(所得税法の一部改正)

第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組

合連合会、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の項を削り、

輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

せないものに限る。)

せないものに限る。)

を
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

に改める。

第十條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組

合連合会、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の項を削り、

輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

せないものに限る。)

せないものに限る。)

を
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

に改める。

別表第三中
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

を
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)

せざるものに限る。)

(消費税法の一部改正)

第十一條 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中漁業生産調整組合の項並びに真珠母貝養殖調整組合、真珠母貝養殖調整組

花

に改める。

輸入組合（組合員に出資をさ

(口) 二種類 百円
(八) 三種類以上 百五十円

第一条中第五十九条ノ二の改正規定を次のように改める。

第五十九条ノ二第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に、「前項第三号」を「第二項第三号」に、「前項第七号」を「第二項第七号」に改め、同条第七項中「第四十四条第六項」を「第四十四条第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ第四十四条ノ三第二項中「療養費ニ係ル療養」トアルハ「療養費ニ係ル療養（六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク）」ト読替フルモノトス

第五十九条ノ二第八項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項第一号、第三号又ハ第五号ノ療養（六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク）ニ藥劑ノ支給（左ニ掲グルモノヲ除ク）ガ含マルルトキハ家族療養費ノ額ハ同項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額（其ノ額ガ現ニ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二相当スル額ヲ超ユルトキハ当該百分ノ七十二相当スル額）ヨリ当該藥劑ノ支給ニ付第四十三条ノ八第二項、第四項及第五項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

一 第四十三条ノ八第三項第一号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ伴フ藥劑ノ支給

二 第四十三条ノ八第三項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養又ハ第四十四条第三項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ含マルル藥劑ノ支給

第一条中第六十七条ノ二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十九条の二十に次の一項を加える。

3 第四十四条ノ三の規定は、前項において準用する第六十九条の十四第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。この場合において、第四十四条ノ三第二項中「療養費ニ係ル療養」とあるの

は、「療養費ニ係ル療養（六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク）」と読み替えるものとす。

第一条中第六十九条の二十六の改正規定を次のように改める。

第六十九条の二十六第五項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第四十四条ノ三の規定は、前項において準用する第六十九条の十四第一項又は第二項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。この場合において、第四十四条ノ三第二項中「療養費ニ係ル療養」とあるのは、「療養費ニ係ル療養（六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク）」と読み替えるものとす。

第六十九条の二十六中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の療養（六歳未満の被扶養者が受けたものを除く。）に藥劑の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特別療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額から当該藥劑の支給につき第四十三条ノ八第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額とす。

一 第四十三条ノ八第三項第一号の厚生大臣の定める療養に伴う藥劑の支給

二 第四十三条第一項第五号に掲げる療養に伴う藥劑の支給

三 第四十三条ノ八第三項第三号の厚生大臣の定める療養又は第四十四条第三項第三号の厚生大臣の定める療養に含まれる藥劑の支給

第四条のうち第二十八条ノ三の改正規定のうち第二項第一号中「左ノイ乃至ハニ掲グル場合」を「支給ヲ受ケル藥劑ノ一日分ニ付左ノイ乃至ハニ掲グル当該一日分ノ藥劑ノ種類數」に改め、イからハまでを次のように改める。

イ 二種類又ハ三種類 三十円

ロ 四種類又ハ五種類 六十円

ハ 六種類以上 百円

第四条のうち第二十八条ノ三の改正規定中第二項第三号を次のように改める。

三 外用藥 左ノイ乃至ハニ掲グル藥劑ノ種類數ノ区分ニ從ヒ当該イ乃至ハニ掲グル額

イ 一種類 五十円

ロ 二種類 百円

ハ 三種類以上 百五十円

第四十四条第三十一條ノ二の改正規定を次のように改める。

第三十一條ノ二第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に、「前項第三号」を「第二項第三号」に、「前項第七号」を「第二項第七号」に改め、同条第六項中「第二十九條第六項」を「第二十九條第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ同条第二項中「療養費ニ係ル療養」トアルハ「療養費ニ係ル療養（六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク）」ト読替フルモノトス

第三十一條ノ二第七項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項第一号、第三号又ハ第五号ノ療養（六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク）ニ藥劑ノ支給（左ニ掲グルモノヲ除ク）ガ含マルルトキハ家族療養費ノ額ハ同項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額（其ノ額ガ現ニ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二相当スル額ヲ超ユルトキハ当該百分ノ七十二相当スル額）ヨリ当該藥劑ノ支給ニ付第二十八條ノ三第二項、第四項及第五項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

一 第二十八條ノ三第三項第一号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ伴フ藥劑ノ支給

二 第二十八條ノ三第三項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養又ハ第二十九條第三項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ含マルル藥劑ノ支給

第五条のうち第四十二條の改正規定のうち第二項中「受ける者」の下に「（六歳未満の者を除く。）」を加え、同項第一号中次のイからハまでに掲げる場合ハを支給を受ける藥劑の一日分につき次のイからハまでに掲げる当該一日分の藥劑の種類數に改め、イからハまでを次のように改める。

イ 一種類又は三種類 三十円

ロ 四種類又は五種類 六十円

ハ 六種類以上 百円

第五條のうち第四十二條の改正規定中第二項第三号を次のように改める。

三 外用藥 次のイからハまでに掲げる藥劑の種類數の区分に從ヒ当該イからハまでに掲げる額

イ 一種類 五十円

ロ 二種類 百円

ハ 三種類以上 百五十円

第五條のうち第四十三條の改正規定中「当該給付」の下に「（六歳未満の者が受けたものを除く。）」を加える。

第五條のうち第五十三條の改正規定中「第一項の療養」の下に「（六歳未満の者が受けたものを除く。）」を加える。

第五條のうち第五十四條の改正規定中「療養費に係る療養」の下に「（六歳未満の者が受けたものを除く。）」を加える。

第六條のうち第二十八條第二項の改正規定のうち第一号中「次のイからハまでに掲げる場合」を「支給を受ける藥劑の一日分につき次のイからハまでに掲げる当該一日分の藥劑の種類數」に改め、イからハまでを次のように改める。

イ 一種類又は三種類 三十円

ロ 四種類又は五種類 六十円

ハ 六種類以上 百円

第六條のうち第二十八條第二項の改正規定中第三号を次のように改める。

三 外用藥 次のイからハまでに掲げる藥劑の種類數の区分に從ヒ当該イからハまでに掲げる額

イ 一種類 五十円

ロ 二種類 百円

ハ 三種類以上 百五十円

第六條のうち第二十八條第十項の前に一項を加える改正規定中「おける第一項第二号の一部負担金については、その額を」とおいては、第一項第二号の一部負担金の額に「とするとするを」とし、第二項の一部負担金は、同項の規定にかかわらず、支払うことを要しないに改める。

第六條のうち第二十八條の二第三項の改正規定中「前条第九項の下に」に規定する同条第一項第二号を加える。

第六條第三十二條の改正規定を次のように改める。

第三十二條第四項中「第二十八條第四項」を「第二十八條第九項」に改め、「同条第一項第二号」の下に「若しくは同条第二項各号」を加え、同条第五項中「第二十八條第一項第二号」に規定する額から同条第四項の規定による額を控除したを「次の各号の区分に従い、当該各号に規定するに改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十八條第一項第二号に規定する額の一部負担金又はこれに相当する額を支払つたとき 同号に規定する額から同条第九項に規定する同号の一部負担金の額を控除した額

二 第二十八條第二項各号に規定する額の一部負担金又はこれに相当する額を支払つたとき 同項各号に規定する額

附則第十條のうち第五十七條の改正規定中「第五号の療養」の下に「六歳未満の被扶養者が受けたものを除く。」を加える。

附則第十二條のうち第五十九條の改正規定中「第五号の療養」の下に「六歳未満の被扶養者が受けたものを除く。」を加える。

この修正の結果必要となる経費は、平成九年度において約四十億円の見込みである。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、高齢化の進展、社会経済情勢の

変化等に対応し、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の負担の公平等を図るため、被用者保険の被保険者本人に係る一部負担割合及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の引上げ、薬剤に係る一部負担の創設、国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の特例等の措置を講ずるとともに、医療保険制度及び老人保健制度の在り方並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する基本的事項について審議会に諮問する旨の規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められ、薬剤に係る一部負担金の額の改定及び薬剤に係る一部負担の免除について修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う費用は次のとおりである。

1 平成九年度一般会計予算(厚生省所管)
政府原案において、健康保険等の被保険者本人に係る一部負担の改定による支出減約四百六十億円、外来の薬剤に係る一部負担による支出減約二千五百五十億円、老人医療に係る一部負担の額の改正による支出減約四百七十億円等により合計約二千九百五十億円の支出減が見込まれていたが、衆議院修正において約千五百九十億円の支出増が見込まれる。

なお、本院修正において、約四十億円の支出増が見込まれる。

2 平成九年度厚生保険特別会計予算(健康勘定)
保険料率の改正により政府原案において約二千三百九十億円の収入増が見込まれていたが、衆議院修正において約千三百十億円の収入減が見込まれる。

一、国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見
小泉厚生大臣から、政府としては、諸般の事情を勘案して、やむを得ないものと考えたとの意見が述べられた。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、医療提供体制と医療保険制度の両面にわたる抜本的構造改革について、スケジュールを含めた全体像を速やかに国民に示すとともに、その早急な実現を目指し、できる限り平成十年度から着手すること。

二、政府管掌健康保険に係る国庫補助の繰入特例措置及びその利子については、国及び政府管掌健康保険の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかな繰戻しに努めること。

三、薬剤負担については、薬剤費を限度とする等、その算定方法について適切な措置を講ずること。

四、被用者保険の保険料負担について、賞与等を含めた年間の総報酬に保険料を賦課する方式への移行の検討を進めること。

五、老人医療制度について、できるだけ早期に新たな制度の創設も含めた抜本的見直しを行うこと。なお、低所得者への十分な配慮を行うこと。

六、就学前児童の一部負担について、少子化対策の観点及び地方公共団体における単独事業の実情も踏まえ、その軽減を検討すること。

七、現行の出来高払い中心の診療報酬制度を見直し、慢性期医療等に対する包括払いの活用など、出来高払いと包括払いの最善の組合せを図ること。

八、高薬価シフトを防止し、薬価差の解消を図るため、現行の薬価基準制度に代わる市場取引に委ねる原則に立った新たな方式の採用を含め、薬価基準制度を抜本的に見直すこと。

九、医薬分業の推進のため、今後とも所要の措置をとること。あわせて薬剤師教育の充実を図ること。

十、医療提供体制の適切な機能分担が行われるよう、「かかりつけ医」機能の充実など、体制を整備すること。また、そのための医学教育について検討すること。

十一、医療における情報公開を進め、患者の立場や選択を尊重した医療情報の提供の在り方について、さらに検討を加え、必要な措置を講ずること。また、薬価算定の透明化を図り、診療報酬や薬価を決める中央社会保険医療協議会の審議を公開すること。

十二、医療保険制度運営の安定化を図る観点から、国民健康保険、政府管掌健康保険、組合健康保険等における保険集団の在り方を見直すとともに、給付と負担の公平化に向けた取り組みを進めること。

十三、医療費の不正請求を防止するため、審査及び指導監査の充実等医療費の適正化を図るための対策を強化すること。

十四、この法律の施行後、施行の状況を勘案し、その全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

健康保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
平成九年五月八日
衆議院議長 伊藤 一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)
健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)
第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第一条ノ二を次のように改める。
第一条ノ二 健康保険制度ニ付テハ之ガ医療保険制度ノ基本ヲ為スモノタルコトニ鑑ミ高齢化ノ進展、疾病構造ノ変化、社会経済情勢ノ変化等ニ対応シ其ノ他ノ医療保険制度及老人保健制度並ニ此等ニ密接ニ関連スル制度ト併セテ其ノ在リ方ニ関シ常ニ検討ガ加ハラレ其ノ結果ニ基キテ医療保険ノ運営ノ効率化、給付ノ内容及費用ノ負担ノ適正化並ニ国民ガ受クル医療ノ質ノ向上ヲ総合的ニ図リツツ実施サルベシ

第一条ノ二の次に次の一条を加える。

第一条ノ三 厚生大臣又は社会保険庁長官ハ左

ニ掲グル事項ハ予メ政令ヲ以テ定ムル審議会
(以下審議会ト称ス)ニ諮問スルモノトス

一 健康保険制度其ノ他ノ医療保険制度及老
人保健制度ノ在リ方ニ関スル事項並ニ此等
ノ制度ノ全般ニ亘ル改善ニ関スル基本的事
項

二 健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ
企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノ

第四十三条ノ三第二項中「第四十四条第十
二項及第十三項、第五十九条ノ二第七項」を「第
十四条第十三項及第十四項、第五十九条ノ二第
八項」に改める。

第四十三条ノ四第二項及び第四十三条ノ六第
二項中「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二
第七項」を「第四十四条第十四項、第五十九条ノ
二第八項」に改める。

第四十三条ノ八第一項の次に次の四項を加え
る。

前項ノ給付ヲ受クル者ハ当該給付ニ薬剤ノ支
給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルルトキハ
ニ掲グル薬剤ノ支給ヲ受クル場合ニ限ル
当該給付ヲ受クル際同項ノ一部負担金ノ外
当該支給ヲ受クル

一 種類一日分(頓服薬其ノ他ノ厚生大臣ノ定
ムル薬剤ニ付テハ一種類一調剤分本条ニ於テ
之ニ同ジ)ノ薬剤ニ付テハ一調剤分本条ニ
シテ当該給付ノ規定スル額
シテ当該給付ノ規定スル額
シテ当該給付ノ規定スル額

一 第四十三条第一項第三号ニ掲グル療養其
次号又ハ第三号ニ掲グル療養以外ノ療養 左ノイ、乃

平成九年六月十三日 参議院会議録第三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案

至(ハ)ニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ハ(ニ)掲
ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ付フ
グル額

薬剤ノ支給

(一) 二種類又ハ三種ノ薬剤ノ支給ヲ受クル場合 四
百円

(二) 四種類又ハ五種類ノ薬剤ノ支給ヲ受クル場合 七
百円

(三) 六種類以上ノ薬剤ノ支給ヲ受クル場合 千円

二 第四十三条第一項第五号ニ掲グル療養ノ
給付ニ付フ薬剤ノ支給

三 第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル費用
ノ額ノ算定ニ於テ薬剤ノ支給ノ有無ニ拘ラ
ズ一定ノ額ガ算定セラルル療養其ノ他ノ厚
生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ含マルル薬剤
ノ支給

前項ノ療養ノ支給ハ左ニ掲グル薬剤ノ支給ヲ含マザルモノ
トス
一 第四十三条第一項第三号ニ掲グル療養其ノ他ノ厚生大
臣ノ定ムル療養ノ給付ニ付フ薬剤ノ支給
二 第四十三条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ニ付フ薬
劑ノ支給
三 第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル費用ノ額ノ算定ニ
於テ薬剤ノ支給ノ有無ニ拘ラズ一定ノ額ガ算定セラルル
療養其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ含マルル薬
劑ノ支給

第四十三条ノ九第二項又ハ第三項ノ規定ニ依
リ算定セラルル一劑○一日分(前項ノ厚生大
臣ノ定ムル薬剤ニ付テハ一劑○一調剤分本条
ニ於テ之ニ同ジ)ノ薬剤ノ支給ニ要スル費用
ノ額ガ厚生大臣ノ定ムル額ヲ超エザルトキハ
当該薬剤ノ支給ニ係ル前項ノ一部負担金ノ額
ノ算定ニ於テハ当該一劑一日分ノ薬剤一劑一
種

類一日分ノ薬剤ト看做ス
前項ノ規定ニ依リ一劑一日分ノ薬剤ガ一種類
一日分ノ薬剤ト看做サル場合ニ於テ第四十
三条ノ九第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定
セラルル当該一劑一日分ノ薬剤ノ支給ニ要ス
ル費用ノ額ガ十五円ヲ超エザルトキハ当該薬
劑ノ支給ニ係ル第二項ノ一部負担金ノ額ノ算
定ニ於テハ同項中「十五円」トアルハ「十五
円」トス

類一日分ノ薬剤ト看做ス
前項ノ規定ニ依リ一劑一日分ノ薬剤ガ一種類
一日分ノ薬剤ト看做サル場合ニ於テ第四十
三条ノ九第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定
セラルル当該一劑一日分ノ薬剤ノ支給ニ要ス
ル費用ノ額ガ十五円ヲ超エザルトキハ当該薬
劑ノ支給ニ係ル第二項ノ一部負担金ノ額ノ算
定ニ於テハ同項中「十五円」トアルハ「十五
円」トス

一 前項ノ規定スルモノノ外ノ算定方法ニ関シ必要
○第二項ノ一部負担金ノ額ハ同項ノ規定ニ拘
ラズ当該給付ニ付第四十三条ノ九第二項又ハ
第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ヨリ当該
給付ニ係ル第一項ノ一部負担金ニ相当スル額
ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十三条ノ八ノ二中当該一部負担金ノ額
を「同項ノ一部負担金ノ額(同項及同条第二項ノ
規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同
条第一項ノ一部負担金ノ額ト同条第二項ノ一部
負担金ノ額トノ合算額)」に改める。

第四十三条ノ十二第一号及び第二号中「第四
十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項」を「第
四十四条第十四項、第五十九条ノ二第八項」に
改め、同条第三号中「第四十四条第三項若ハ第
五十九条ノ二第四項」を「第四十四条第四項若ハ
第五十九条ノ二第五項」に改め、同条第四号中
「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項」
を「第四十四条第十四項、第五十九条ノ二第八
項」に改める。

第四十三条ノ十三第一号及び第二号並びに第
四十三條ノ十四第一項中「第四十四条第十二項

及第十三項、第五十九条ノ二第七項」を「第四十
四条第十三項及第十四項、第五十九条ノ二第八
項」に改める。

第四十三条ノ十六第三項中「当該療養ニ要ス
ル費用ノ額ニ第四十三条ノ八ノ二規定スル一部負
担金ノ割合ヲ乗ジテ得タル」を「第四十三条ノ八
ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル」に改め、同条第
四項を削る。

第四十四條第十四項中「第三項」を「第四項」に
改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ノ療養ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノ
ヲ除ク)ガ含マルルトキハ特定療養費ノ額ハ
前項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号ニ規定スル額
ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第四十三条ノ八第二
項乃至第四項○ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル
一部負担金ニ相当スル額(其ノ額ガ同号ニ規
定スル額ヲ超ユルトキハ同号ニ規定スル額)
ヲ控除シタル額トス

一 第四十三条ノ八第二項第一号ノ厚生大臣
ノ定ムル療養ニ付フ薬剤ノ支給
二 第四十三条第一項第五号ニ掲グル療養ニ
付フ薬剤ノ支給

三 前項第一号ノ規定ニ依ル費用ノ額ノ算定
ニ於テ薬剤ノ支給ノ有無ニ拘ラズ一定ノ額
ガ算定セラルル療養其ノ他ノ厚生大臣ノ定
ムル療養ニ含マルル薬剤ノ支給

第四十四條ノ三第一項中「第四十三条ノ八」を
「第四十三条ノ八第一項」に改め、「得タル額ヲ
控除シタル額」の下に「(次項ニ於テ定率支給標
準額ト称ス)」を加え、同条第二項中「前項」を
「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を
加える。

前条ノ療養費ニ係ル療養ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルトキハ療養費ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ定率支給標準額ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第四十三条ノ八第二項ノ至第四項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額(其ノ額ガ前項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額ヲ超ユルトキハ同項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額)ヲ控除シタル額トシテ保險者之ヲ定ム

一 第四十三条ノ八第二項第一号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ伴フ薬剤ノ支給
二 第四十三条第一項第五号ニ掲グル療養ニ伴フ薬剤ノ支給

三 第四十三条ノ八第二項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養又ハ第四十四条第三項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ含マルル薬剤ノ支給

第五十九条ノ二第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に、「前項第三号」を「第二項第三号」に、「前項第七号」を「第二項第七号」に改め、同条第七項中「第四十四条第六項」を「第四十四条第七項」に改め、同条第八項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項第一号、第三号又ハ第五号ノ療養ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルトキハ家族療養費ノ額ハ同項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額(其ノ額ガ現ニ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相当スル額ヲ超ユルトキハ当該百分ノ七十二ニ相当スル額本項ニ於テ

之ニ同ジ)ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第四十三条ノ八第二項乃至第四項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額(其ノ額ガ前項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額ヲ超ユルトキハ同項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額)ヲ控除シタル額トス

一 第四十三条ノ八第二項第一号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ伴フ薬剤ノ支給

二 第四十三条ノ八第二項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養又ハ第四十四条第三項第三号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ含マルル薬剤ノ支給

第六十七條ノ二第三項中「第四十四条第三項若ハ第五十九条ノ二第四項」を「第四十四条第四項若ハ第五十九条ノ二第五項」に改める。

第六十九條ノ二第六項第一項及第二項を「第六十九條ノ二第六項第一項から第三項まで」に改める。

第六十九條ノ二第六項第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く)が含まれるときは、特別療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額から当該薬剤の支給につき第四十三条ノ八第二項から第四項までの規定の例により算定した一部負担金に相当する額(その額が、同号に規定する額を超えるときは、同号に規定する額を控除した額とする)。

一 第四十三条ノ八第二項第一号ノ厚生大臣

の定める療養に伴う薬剤の支給
二 第四十三条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 第四十三条ノ八第二項第三号ノ厚生大臣の定める療養又は第四十四条第三項第三号ノ厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

第六十九條ノ三十一項中「本法以外ノ医療保險各法」の下に「(国民健康保険法を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第六十九條ノ三十一の表中「第四項まで及び第四十四項」を「第五項まで及び第十五項」に、「第四十四条第六項」を「第四十四条第七項」に、「第四十四条第十項」を「第四十四条第十一項」に改め、「第五十九條ノ二第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第五十九條ノ二第三項から第五項まで及び第八項」を「第五十九條ノ二第四項から第六項まで及び第九項」に改める。

第七十一條ノ四第一項中「千分ノ八十二」を「千分ノ八十六」に改める。

附則第九條第六項中「第五十九條ノ二第七項」を「第五十九條ノ二第八項」に改める。

附則第十條第一項中「第四十三條ノ八第一項」の下に「及第二項」を加える。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合において、」を削り、「支払

う」の下に「健康保険法第四十三條ノ八第一項の」を加え、「新健保法第四十三條ノ八第一項」を「同項」に、「第二十五條第一項」を「第二十五條」に、「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条とする。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則第十三條第一項を削り、同条第二項中「前項の場合において、」を削り、「支払う」の下に「船員保険法第二十八條ノ三第一項の」を加え、「新船保法第二十八條ノ三第一項」を「同項」に、「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同項を同条とする。

附則第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

附則第四十七條を次のように改める。

第四十七條 削除

附則第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「新健保法第六十九條ノ二十六第六項」を「健康保険法第六十九條ノ二十六第五項」に改める。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則第十三條を次のように改める。

第十三条 削除

附則第四十七条中第四項及び第五項を削り、第八項を第四項とし、第七項を第五項とする。附則第四十九条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ三第三項中「第二十九条第四項若ハ第三十一条ノ二第四項」を「第二十九条第五項若ハ第三十一条ノ二第五項」に改める。

第二十八条ノ三第二項中「前項」を「第一項及第二項」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

前項ノ給付(船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ除ク)ヲ受クル者ハ当該給付ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ合マルトキハ当該給付ヲ受クル場合ニ限リ、一部負担金ノ外一種類一日分(健康保険法第四十三条ノ八第二項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル薬剤ニ付テハ一種類一調剤分本条ニ於テ之ニ同ジ)ノ薬剤ニ付十五円ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

次号又ハ第三号ニ掲グル薬剤以外ノ薬剤 左ノイ乃至ハニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ハニ掲グルノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ伴フ薬剤ノ支給
イ 二種類又ハ三種ノ薬剤ノ支給ヲ受クル場合 四百

四

四種類又ハ五種類ノ薬剤ノ支給ヲ受クル場合 七百

ハ 六種類以上ノ薬剤ノ支給ヲ受クル場合 千四

二 第二十八条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ニ伴フ薬剤ノ支給

三 第二十八条ノ四第二項ノ規定ニ依ル費用ノ額ノ算定ニ於テ薬剤ノ支給ノ有無ニ拘ラズ一定ノ額ヲ算定セラルル療養其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ合マルル薬剤ノ支給

前項ノ薬剤ノ支給ハ左ニ掲グル薬剤ノ支給ヲ合ザルモノトス

一 第二十八条第一項第三号ニ掲グル療養其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ伴フ薬剤ノ支給

二 第二十八条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ニ伴フ薬剤ノ支給

三 第二十八条ノ四第二項ノ規定ニ依ル費用ノ額ノ算定ニ於テ薬剤ノ支給ノ有無ニ拘ラズ一定ノ額ヲ算定セラルル療養其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ノ給付ニ合マルル薬剤ノ支給

第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル一劑一日分(前項ノ厚生大臣ノ定ムル薬剤ニ付テハ一劑一日分)ノ調剤分本条ニ於テ之ニ同ジノ薬剤ノ支給ニ要スル費用ノ額ガ健康保険法第四十三条ノ八第三項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル額ヲ超エザルトキハ当該薬剤ノ支給ニ係ル前項ノ一部負担金ノ額ノ算定ニ於テハ当該一劑一日分ノ薬剤ヲ一種類一日分ノ薬剤ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ一劑一日分ノ薬剤ガ一種類

一日分ノ薬剤ト看做サル場合ニ於テ第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル当該一劑一日分ノ薬剤ノ支給ニ要スル費用ノ額ガ十五円ヲ超エザルトキハ当該薬剤ノ支給ニ係ル第二項ノ一部負担金ノ額ノ算定ニ於テハ同項中「十五円」トアルハ「同法第四十三条ノ八第四項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル額」トス

○前項ニ規定スルモノノ外ノ算定方法ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

○第二項ノ一部負担金ノ額ハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ヨリ当該給付ニ係ル第一項ノ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十八条ノ三ノ二中「当該一部負担金ノ額」を「同項ノ一部負担金ノ額(同項及同条第二項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同条第一項ノ一部負担金ノ額ト同条第二項ノ一部負担金ノ額トノ合算額)」に改める。

第二十八条ノ七第三項中「第二十八条ノ三第二項」を「第二十八条ノ三第六項」に改める。

第二十九条第三項中「前項」を「前二項」に、「第二十八条ノ三第二項」を「第二十八条ノ三第六項」に改め、同条第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ノ療養ニ薬剤ノ支給ハ左ニ掲グルモノヲ除クガ合マルトキハ特定療養費ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号ニ規定スル額ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第二十八条ノ三第二項乃至第四項ノ規定ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額(其ノ額ガ同号ニ規定スル額ヲ超ユルトキハ同号ニ規定スル額)ヲ控除シタル額トス

一 第二十八条ノ三第二項第一号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ伴フ薬剤ノ支給

二 第二十八条第一項第五号ニ掲グル療養ニ伴フ薬剤ノ支給

三 前項第一号ノ規定ニ依ル費用ノ額ノ算定ニ於テ薬剤ノ支給ノ有無ニ拘ラズ一定ノ額ヲ算定セラルル療養其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ合マルル薬剤ノ支給

第二十九条ノ三第一項中「得タル額ヲ控除シタル額」の下に「(次項ニ於テ定率支給標準額ト稱ス)を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「第二十八条ノ三第二項」を「第二十八条ノ三第六項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及第三項」に改め、「第二十九条第二項」の下に「及第三項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前条ノ療養費ニ係ル療養ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ合マルトキハ療養費ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ定率支給標準額ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第二十八条ノ三第二項乃至第四項ノ規定ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額(其ノ額ガ定率支給標準額ヲ超ユルトキハ定率支給標準額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ都道府県知事ノ定ム

一 第二十八条ノ三第二項第一号ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ伴フ薬剤ノ支給

二 第二十八条第一項第五号ニ掲グル療養ニ伴フ薬剤ノ支給

三 第二十八条ノ三第二項第三号ノ厚生大臣

一 当該薬剤の支給につき第四十二条第二項

から第四項までの規定により算定した一部負担金の額

二 当該給付に要する費用の額から支払定率一部負担金の額を控除した額

第四十四条第二項中「及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第五十三条第二項第一号中「療養の給付」の下に「に係る第四十二條第一項の一部負担金を加え、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の療養に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額から、当該薬剤の支給につき第四十二條第二項から第四項までの規定の例により算定した一部負担金に相当する額（療養の給付に係る同条第二項の一部負担金について第四十四條第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。）（その額が前項第一号に規定する額を超えるときは、同号に規定する額とする。）を控除した額とする。

一 健康保険法第四十三條ノ八第二項第一号の規定により厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第三十六條第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十四條第三項第三号の規定により厚生大臣の定める療養に含まれる

薬剤の支給

第五十四條第三項中「得た額を控除した額」の下に「（次項において「定率支給標準額」という。）を加え、同条第四項中「前項を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支給につき第四十二條第二項から第四項までの規定の例により算定した一部負担金に相当する額（その額が定率支給標準額を超えるときは、定率支給標準額とする。）を控除した額を基準として、保険者が定める。

一 健康保険法第四十三條ノ八第二項第一号の規定により厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第三十六條第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三條ノ八第三項第三号の規定により厚生大臣の定める療養又は同法第四十四條第三項第三号の規定により厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給
第五十四條の三第二項中「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改め、「第四十四條ノ四第四項」の下に、「同条第三項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」とを加え、同条第五項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十四條の五中「一部負担金の額」の下に

「（以下この条において「支払定率一部負担金額」という。）を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、退職被保険者が受けた当該給付に

薬剤の支給（同条第四十二條第二項各号に掲げるものを除く。）が含まれる場合において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、市町村は、定率一部負担金差額相当額（支払定率一部負担金額から、当該給付に要する費用の額に同条第一項第二号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が定率一部負担金差額相当額を超えるときは、定率一部負担金差額相当額とする。）を控除した額を〇（特別療養費として支給するものとする。）とする。

一 当該薬剤の支給につき第四十二條第二項から第四項までの規定により算定した一部負担金の額

二 当該給付に要する費用の額から支払定率一部負担金額を控除した額

第五十六條第二項中「規定により」の下に「第四十二條第一項の〇（割合による）」の下に「一部負担金の額及び同条第二項の〇を加える。」第六十五條第三項中「第五十三條第三項」を「第五十三條第四項」に改める。

第七十三條第一項中「の百分の三十二」を削り、同項各号を次のように改める。
一次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第十三條ノ二第二項又は第六十九條の八の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」という。）を控除した額

ロ 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から、当該費用の額のうち組合特定被保険者に係る費用の額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定納付費用額」という。）を控除した額

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額

第七十三條第四項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に、「（第二項）を」及び「特定給付額（これらの額について第三項に、「及び第一項第二号に掲げる額」を並びに同号ロに掲げる額及び特定納付費用額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号」を「同項第一号イ」に改め、「掲げる額」の下に「及び特定給付額」を加え、「同号」を「同号イ」に改

の一部負担金の支払を四回行つたときは、同

白円」を「千〇円」に、「特定年度（平成六年度を

健康保険法等の一部を改正する法律案

る。

健康保険組合の組合員である者及び当該組合

員の世帯に属する当該国民健康保険組合の被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用についての国民健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例による。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

2 施行日から平成十一年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の老人保健法第二十八条第一項の規定の適用については、同項第二号中「二百円(次条第二項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする)」とあるのは、施行日から平成十一年三月三十一日までの間は「千円」と、同年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間は「千五百円」とする。

(健康保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 健康保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「新法第四十三条ノ八第一項を「健康保険法第四十三条ノ八第一項及び第二項」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第七項中「当該一部負担金の額を「健康保険法第四十三条ノ八第一項の規定の例により算定した金額(その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額)」に改める。

第五十五条の三第八項中「第四項を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第二項から第四項及び第五項までの規定の例により算定した金額(その金額が同号に規定する金額を超えるときは、同号に規定する金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給
二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給
三 健康保険法第四十四条第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

第五十六条第三項中「第四十三条ノ八の規定による」を「第四十三条ノ八第一項に規定する」に、「金額及び」を「金額(次項において、定率支給標準額という。及び)」に改め、同条第四項中「前項を」第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第二項から第四項及び第五項までの規定の例により算定した金額(その金額が定率支給標準額を超えるときは、定率支給標準額を控除した金額(第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給
二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給
三 健康保険法第四十四条第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

第五十七条第九項中「第五項を」第六項に、「第三項を」第四項に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中、「第二項の下に」又は第三項を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五十五条の三第六項を」第五十五条の三第七項に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第一号を」第二項第一号に、「前項第三号を」第二項第三号に、「前項第七号を」第二項第七号に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号、第三号又は第五号の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、家族療養費の額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に規定する金額(その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額。以下この項において同じ。)から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三条ノ八第二項から第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が前項第一号、第二号又は第五号に規定する金額を超えるときは、同項第一号、第二号又は第五号に規定する金額)を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三条ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給
二 健康保険法第四十三条ノ八第二項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給
附則第九条の二第一項中「及び第四項を」から第五項までに改め、同条第二項中「第五十七條第七項を」第五十七條第八項に、「及び第四項を」から第五項まで「に、」第五十七條第八項を「第五十七條第九項に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の額については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第十二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第七項中「当該一部負担金の額を」健康保険法第四十三條ノ八第一項の規定の例により算定した金額(その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額)に改める。

第五十七條の三第八項中「第四項を」第五項に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く)が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三條ノ八第二項から第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が同号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額を控除した金額とする)。

一 健康保険法第四十三條ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十六條第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十四條第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

第五十八條第三項中「第四十三條ノ八の規定による」を「第四十三條ノ八第一項に規定する」に、「金額及び」を「金額(次項において「定率支

給標準額」という。)及び」に改め、同条第四項中「前項を」第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く)が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三條ノ八第二項から第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が定率支給標準額を超えるときは、定率支給標準額)を控除した金額(第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。

一 健康保険法第四十三條ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十六條第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第四十三條ノ八第二項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法第四十四條第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

第五十九條第九項中「第五項を」第八項に、

「第三項を」第四項に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中、「第二項の下に」又は第三項を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五十七條の三第六項を」第五十七條の三第七項に改め、同項を同条第八項とし、

同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第一号を」第二項第一号に、「前項第三号を」

「第二項第三号」に、「前項第七号」を「第二項第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号、第三号又は第五号の療養に薬剤の支給(次に掲げるものを除く)が含まれるときは、家族療養費の額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に定める金額(その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額。以下この項において同じ。)から当該薬剤の支給について健康保険法第四十三條ノ八第二項から第四項までの規定の例により算定した金額(その金額が前項第一号、第三号又は第五号に定める金額を超えるときは、同項第一号、第三号又は第五号に定める金額)を控除した金額とする。

一 健康保険法第四十三條ノ八第二項第一号に規定する厚生大臣の定める療養に伴う薬剤の支給

二 健康保険法第四十三條ノ八第二項第三号に規定する厚生大臣の定める療養又は同法第四十四條第三項第三号に規定する厚生大臣の定める療養に含まれる薬剤の支給

附則第十七條の二第一項中「及び第四項を」から第五項まで」に改め、同条第二項中「第五十九條第七項を」第五十九條第八項に、「及び第四項を」から第五項まで」に、「第五十九條第八項を」第五十九條第九項に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第十三條 施行日前に行われた診療、手当又は薬

剤の支給に係る地方公務員等共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の額については、なお従前の例による。

(介護保険法施行法の一部改正)
第十四條 介護保険法施行法(平成九年法律第

号)の一部を次のように改正する。
第二十九條のうち、健康保険法第四十四條第十二項の改正規定中「第四十四條第十二項を」第四十四條第十三項に改め、同条第十三項の改正規定中「同条第十三項を」同条第十四項に改める。

第三十三條のうち、船員保険法第二十九條第八項の改正規定中「第二十九條第八項を」第二十九條第九項に改め、同条第九項の改正規定中「同条第九項を」同条第十項に改める。

第三十六條のうち国民健康保険法第五十二條第六項並びに第五十三條第六項及び第七項の改正規定中「第五十三條第六項及び第七項を」第五十三條第七項及び第八項に改める。

第三十六條のうち国民健康保険法第七十三條第一項の改正規定中「第七十三條第一項の下に」及び第二項を加える。

第三十六條のうち国民健康保険法附則中第十三項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする改正規定を次のように改める。

附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とする。

第四十二條中「国家公務員共済組合法第五十五條の三第八項を」同条第九項とし、同条第七項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

平成九年六月十三日 参議院会議録第三十五号

電気通信事業法の一部を改正する法律案

三六

第五十五条の三第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第五十四条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

第四十二条のうち国家公務員共済組合法第五十七條第七項の改正規定中「第五十七條第七項」を「第五十七條第八項」に改める。

第四十五条中地方公務員等共済組合法第五十七條の三中第八項を第九項とし、第七項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第五十七條の三中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第五十六條第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

第四十五条のうち地方公務員等共済組合法第五十九條第七項の改正規定中「第五十九條第七項」を「第五十九條第八項」に改める。

(検討等)

第十五条 政府は、差額の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の差額を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

電気通信事業法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十二日

通信委員長 洲上 貞雄

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の電気通信事業分野における新規参入の一層の円滑化及び電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、第一種電気通信事業の許可の基準である過剰設備防止条項等を撤廃するとともに、電気通信事業者間の電気通信設備の接続に関する制度の充実に資する等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、二十一世紀に向けて情報通信が果たすべき役割の重要性を強く認識し、今回の法改正を改革の第一歩と位置付け、今後とも、電気通信事業における料金算定方式の検討等を行い、急速に発展する情報通信の変化に即応し、規制緩和の推進等競争の一層の促進により、多様なサービスが低廉な料金で利用できるような環境整備に努めること。

一、情報通信分野における公正有効競争を確保するため、新設された接続ルールの機能を十分発揮させ、接続料の低廉化に努めること。

一、急速に進展しつつある情報通信分野の世界的な競争に的確に対応するため、グローバルな視点に立った明確な将来ビジョンを提示するとともに、情報通信技術の研究開発を一層推進し、我が国の国際競争力の強化に努めること。

一、NTT及びKDDについて、将来の完全民営化を目指し、そのための環境条件の整備に努めること。特に、KDDについては、国際電気通信の動向を踏まえて、時期を逸することなく検討し結論を得ること。

一、NTT再編成後の東・西地域において料金等に不合理な格差が生じないように十分配慮するとともに、ユニバーサルサービスの確保に万全を期すること。

一、東・西地域会社間において競争が促進されるよう配慮するとともに、公正有効競争を担保するための条件を地域会社と長距離会社との間に確保し、各会社の一層の経営の効率化、経営内容の開示が図られるよう努めること。

一、再編成前のNTTの国際進出については、公正競争の確保に十分配慮すること。

一、NTT再編成後も、他の事業者も含め、各会社が十分な協力体制の下で大規模災害時等における重要通信の確保を図るとともに、福祉サービスの維持・向上に努めること。

一、NTT再編成に伴う株主の権利保護に十分配慮するとともに、NTT株の適切かつ着実な売却を進めること。

右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

の一部を次のように改正する。
目次中「第四十八條」を「第四十八條の三」に改める。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第三十一条第四項及び第七項並びに第三十一条の二第四項中「第三十八條第二項」を「第三十九條の三第二項」に改める。

第三十六條第二項中「第三十八條第二項」を「第三十九條の三第二項」に、「行つて」を「行い」その他これらの業務に関し不当な運営を行つていふことにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 郵政大臣は、第三十八條の二第二項の認可を受けた接続約款で定める同項に規定する第二種電気通信事業者が取得すべき金額が同条第三項第二号に規定する原価に照らして不適当となつたため又は当該接続約款で定める接続の条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

4 郵政大臣は、第三十八條の二第四項の規定により届け出た接続約款で定める同条第二項に規定する第一種電気通信事業者が取得すべき金額又は接続の条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

第三十八條の見出しを「(電気通信設備の接続に関する協定)」に改め、同条第一項中「又は共用に関する協定」を「に関する協定(指定電気通信設備に関するものを除く)」に、「当該協定」を「次項の

状況その他郵政省令で定める事項を公表しなければならぬ。

10 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、前項の規定により毎事業年度の会計を整理したときは、これに基づき第三項第二号の郵政省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとするために、接続料を再計算しなければならない。

11 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。

12 第一項の規定による指定電気通信設備の指定の際現に当該指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が締結している他の電気通信事業者との協定のうち当該指定電気通信設備との接続に関するものであつて次の各号のいずれかに該当するものは、第六項の規定により認可を受けた協定とみなす。

一 次条第一項の規定により認可を受けている協定

二 次条第二項の規定により認可を受け又は同項ただし書の規定により届け出た接続約款により締結している協定

13 三 次条第五項の規定により届け出ている協定
指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が第一項の規定による指定の解除の際現に締結している他の電気通信事業者との協定のうち指定電気通信設備であつた電気通信設備との接続に関するものであつて次の各号のいずれかに該当するものは、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者との協定にあつては次条第一項の規定により認可を受けた協定と、一般第二種電気通信事業者との協定にあつては同条第五項の規

定により届け出た協定とみなす。

一 認可接続約款等により締結している協定

二 第六項の規定により認可を受けている協定
14 指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している第一種電気通信事業者が第一項の規定による指定の解除の際現に指定電気通信設備であつた電気通信設備について第二項の規定により認可を受け又は第四項の規定により届け出ている接続約款は、次条第二項の規定により認可を受け又は同項ただし書の規定により届け出た接続約款とみなす。

第三十九条の見出しを「電気通信設備の接続に関する命令等」に改め、同条第一項を次のように改める。

郵政大臣は、電気通信事業者が第一種電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該第一種電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十八条各号に掲げる場合に該当すると認めるときを除き、当該第一種電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

第三十九条第八項中「第二項を」第三項又は第四項に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項を」第三項又は第四項に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項を」第三項又は第四項に改め、同項を同条第四項中「第二項を」第三項又は第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を」前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項に、「接続等」を「接続」に改め、「若しくは契約」を削り、「当事者間を」、「当事者間」に改め、又は協議をすることができないときを削り、

同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間（当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者である場合及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者である場合を除く。）において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

3 第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

第三十九条の次に次の三条を加える。
（指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画）

第三十九条の二 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該指定電気通信設備の機能（郵政省令で定めるものを除く。）の変更又は追加の計画を有するときは、郵政省令で定めるところにより、その計画を当該工事の開始の日（郵政省令で定める日）前までに郵政大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、前項の規定により届け出た計画を公表しなければならない。

ならない。

3 郵政大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届け出た計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、その計画を変更すべきことを勧告することができる。

（電気通信設備の共用に関する協定等）

第三十九条の三 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と電気通信設備の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。ただし、当該協定の当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者であるときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、その提供条件（第三十一条第一項の郵政省令で定める料金、第三十一条の二第一項の郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。）が第三十一条第一項の規定により認可を受けた料金、同条第三項の規定により届け出た料金及び第三十一条の二第一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件と異なる電気通信設備（以下この項及び次条第一項において「約款外設備」という。）を第二種電気通信事業者と約款外設備の提供に関する契約を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 郵政大臣は、前二項の規定による協定又は契約が公共の利益を増進するものであるときは、前二項の認可をしなければならない。

4 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、一般第二種電気通信事業者と電気通信設備の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。国内特別第二種電気通信事業者が他の国内特別第二種電気通信事業者と電気通信設備の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときも、同様とする。

(電気通信設備の共用等に関する命令)

第三十九条の四 郵政大臣は、電気通信事業者間(当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者である場合及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者である場合を除く。)においてその一方が電気通信設備の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協定に応じず若しくは当該協定が調わなかつた場合又は第一種電気通信事業者と特別第二種電気通信事業者との間においてその一方が約款外役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協定に応じず若しくは当該協定が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その共用又は約款外役務の提供(次項において「共用等」という。)が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることが出来る。

2 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は共用等の条件その他協定若しくは契約の細目について、当事者間の協議が調わなるときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3 第三十九条第五項から第十項までの規定は、

前項の裁定について準用する。
第二章第四節第一款中第四十八条の次に次の二条を加える。

(電気通信番号の基準)

第四十八条の二 電気通信事業者は、電気通信番号(電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)を用いて電気通信役務を提供する場合においては、その電気通信番号が郵政省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

2 前項の基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。

二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。

三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。

四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

(適合命令)

第四十八条の三 郵政大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合(一般第二種電気通信事業者が他の一般第二種電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合を除く。)に用いる電気通信番号又は電気通信事業者が公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を取り扱うために用いる電気通信番号が前条第一項の郵政省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該

電気通信事業者に対し、その基準に適合するように当該電気通信番号を変更することを命じ、又はその使用を禁止することが出来る。

第七十七条第八項中「第三十九条第六項から第三十九条第六項及び第八項」を「第三十九条第六項及び第十項に改める。

第八十二条第三項中「第三十九条第三項から第八項」を「第三十九条第五項から第十項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第六項及び第八項」を「同条第八項及び第十項」に改める。

第八十三条第八項中「第三十九条第六項から第八項」を「第三十九条第八項及び第十項」に、「同条第六項及び第八項」を「同条第八項及び第十項」に改める。

第九十四条中「この条の下に」及び次条を加え、第七号を第十八号とし、第六号の次に次の十一号を加える。

七 第三十六条の規定による命令

八 第三十八条第三号又は第三十八条の二第一項、第三項第一号イ、ロ若しくは二若しくは第二号、第四項、第七項若しくは第九項の規定による郵政省令の制定、変更又は廃止

九 第三十八条の二第二項の規定による指定

十 第三十八条の二第二項の規定による接続約款に関する認可

十一 第三十八条の二第六項の規定による指定

十二 第三十九條第一項又は第二項の規定による命令

十三 第三十九條第三項又は第四項の規定による裁定

十四 第三十九條の二第一項又は第二項の規定による郵政省令の制定、変更又は廃止

十五 第三十九条の二第三項の規定による計画の変更の勧告

十六 第三十九条の四第一項の規定による命令

十七 第三十九条の四第二項の規定による裁定

十九 第四十八条の二第二項の規定による電気通信番号の基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止

第九十五条第一項中「又は第三十九条第一項を」を「第三十九条第一項若しくは第二項又は第三十九条の四第一項に改め、同条第二項中「第三十九条第一項の下に」若しくは第二項、第三十九条の四第一項を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により審議会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、当該審議会の委員のうちから、当該審議会の推薦により指名するものとする。

第七十七条第四号中「又は第四十二条」を「若しくは第二項、第三十九条の四第一項、第四十二条又は第四十八條の三」に改め、同条第五号中「第三十八條第一項」を「第三十八條の二第五項、第三十八條の三第一項、第三十九條の三第一項」に改める。

第一百零一条第一号中「第三十八條第四項」を「第三十八條の二第八項、第三十八條の三第三項若しくは第五項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第四項」に改め、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第三十八條の二第七項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者

五 第三十九條の二第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者

第一百十三條中第二号を第三号とし、第一号の次

に次の一号を加える。

二 第三十八条の二第九項の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

第二条 郵政大臣は、この法律の施行前においても、改正後の電気通信事業法以下「新法」という。第三十八条第三号、第三十八条の二第一項、第三項第一号イ、ロ若しくは二若しくは第三号、第四項、第七項若しくは第九項、第三十九条の二第二項若しくは第二項又は第四十八条の二第二項の郵政省令の制定のために、新法第九十四条第一項の政令で定める審議会に諮問することができる。

(接続等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の電気通信事業法以下「旧法」という。第三十六條第三項の規定によりした命令は、新法第三十六條第五項の規定によりした命令とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条

第一項の規定により認可を受けている接続又は共用に関する協定は、接続に関する協定にあっては新法第三十八条の三第一項の規定により認可を受けた協定と、共用に関する協定にあっては新法第三十九条の三第一項の規定により認可を受けた協定とみなす。

第五条 この法律の施行の際現にされている旧法第三十八条第一項の規定による接続又は共用に関する協定の認可の申請は、接続に関する協定にあっては新法第三十八条の三第一項の規定によりした認可の申請と、共用に関する協定に

あつては新法第三十九条の三第一項の規定によりした認可の申請とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条第二項の規定により認可を受けている契約は、新法第三十九条の三第二項の規定により認可を受けた契約とみなす。

第七条 この法律の施行の際現にされている旧法第三十八条第二項の規定による契約の認可の申請は、新法第三十九条の三第二項の規定によりした認可の申請とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条第四項の規定により届け出ている接続又は共用に関する協定は、接続に関する協定にあっては新法第三十八条の三第五項の規定により届け出た協定と、共用に関する協定にあっては新法第三十九条の三第四項の規定により届け出た協定とみなす。

第九条 この法律の施行前に旧法第三十九条第一項の規定によりした命令は、接続に関する命令にあっては新法第三十九条第一項又は第二項の規定によりした命令と、共用又はその提供条件(旧法第三十一條第一項の郵政省令で定める料金、旧法第三十一條の二第一項の郵政省令で定める事項及び旧法第四十九條第一項又は旧法第五十二條第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)が旧法第三十一條第一項の規定により認可を受けた料金及び旧法第三十一條の二第一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件と異なる電気通信業務(以下「約款外業務」という。)の提供に関する命令にあっては新法第三十九条の四第一項の規定によりした命令とみなす。

第十条 この法律の施行前に旧法第三十九条第一項の規定によりした命令の申立てについては、接続に関するものにあつては新法第三十九条第一

項又は第二項の規定によりした命令の申立てと、共用又は約款外業務の提供に関するものにあつては新法第三十九条の四第一項の規定によりした命令の申立てとみなす。

第十一条 この法律の施行前に旧法第三十九条第二項の規定によりした裁定は、接続に関する裁定にあっては新法第三十九条第四項の規定によりした裁定と、共用又は約款外業務の提供に関する裁定にあっては新法第三十九条の四第二項の規定によりした裁定とみなす。

第十二条 この法律の施行前に旧法第三十九条第二項の規定によりした裁定の申請については、接続に関するものにあつては新法第三十九条第四項の規定によりした裁定の申請と、共用又は約款外業務の提供に関するものにあつては新法第三十九条の四第二項の規定によりした裁定の申請とみなす。

第十三条 この法律の施行前に旧法第九十五條の規定により行われた聴聞及びその手続は、新法第九十五條の規定により行われたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、接続に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、接続に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年六月十二日

通信委員長 洲上 貞雄
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気通信分野における技術の進展とそれを利用した新たな役務に対する需要に対応し、国際電信電話株式会社保有する設備及び技術の有効な活用を図る観点から、その業務として、国内における電気通信業務その他の業務を行うことができるようにする等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、二十一世紀に向けて情報通信が果たすべき役割の重要性を強く認識し、今回の法改正を改革の第一歩と位置付け、今後とも、電気通信事業における料金算定方式の検討等を行い、急速に発展する情報通信の変化に即応し、規制緩和の推進等競争の一層の促進により、多様なサービスが低廉な料金で利用できるような環境整備に努めること。

一、情報通信分野における公正有効競争を確保するため、新設された接続ルールの機能を十分發揮させ、接続料の低廉化に努めること。

一、急速に進展しつつある情報通信分野の世界的な競争に的確に対応するため、グローバルな視点に立った明確な将来ビジョンを提示するとともに、情報通信技術の研究開発を一層推進

し、我が国の国際競争力の強化に努めること。

一、NTT及びKDDについて、将来の完全民営化を目指し、そのための環境条件の整備に努めること。特に、KDDについては、国際電気通信の動向を踏まえて、時期を逸することなく検討し結論を得ること。

一、NTT再編成後の東・西地域において料金等に不合理な格差が生じないよう十分配慮するとともに、ユニバーサルサービスの確保に万全を期すること。

一、東・西地域会社間において競争が促進されるよう配慮するとともに、公正有効競争を担保するための条件を地域会社と長距離会社との間に確保し、各会社の一層の経営の効率化、経営内容の開示が図られるよう努めること。

一、再編成前のNTTの国際進出については、公正競争の確保に十分配慮すること。

一、NTT再編成後も、他の事業者も含め、各会社が十分な協力的体制の下で大規模災害時等における重要通信の確保を図るとともに、福祉サービスの維持・向上に努めること。

一、NTT再編成に伴う株主の権利保護に十分配慮するとともに、NTT株の適切かつ着実な売却を進めること。

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十二日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律

国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(事業)

第二条 国際電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 国際電気通信業務

二 前号の業務に附帯する業務

三 会社は、前項の業務のほか、郵政大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会社の目的を達成するために必要な業務

二 前号の業務のほか、前項の業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、同項の業務を営むために保有する設備又は技術を活用して行う電気通信業務その他の業務

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十二日
通信委員長 洲上 貞雄
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を實現することにより、国民の電気通信業務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、二十一世紀に向けて情報通信が果たすべき役割の重要性を強く認識し、今回の法改正を改革の第一歩と位置付け、今後とも、電気通信事業における料金算定方式の検討等を行い、急速に発展する情報通信の変化に即応し、規制緩和の推進等競争の一層の促進により、多様なサービスが低廉な料金で利用できるような環境整備に努めること。

二、情報通信分野における公正有効競争を確保するため、新設された接続ルールの機能を十分発揮させ、接続料の低廉化に努めること。

三、急速に進展しつつある情報通信分野の世界的な大競争に的確に対応するため、グローバルな視点に立った明確な将来ビジョンを提示するとともに、情報通信技術の研究開発を一層推進し、我が国の国際競争力の強化に努めること。

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十二日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、NTT及びKDDについて、将来の完全民営化を目指し、そのための環境条件の整備に努めること。特に、KDDについては、国際電気通信の動向を踏まえて、時期を逸することなく検討し結論を得ること。

一、NTT再編成後の東・西地域において料金等に不合理な格差が生じないよう十分配慮するとともに、ユニバーサルサービスの確保に万全を期すること。

一、東・西地域会社間において競争が促進されるよう配慮するとともに、公正有効競争を担保するための条件を地域会社と長距離会社との間に確保し、各会社の一層の経営の効率化、経営内容の開示が図られるよう努めること。

一、再編成前のNTTの国際進出については、公正競争の確保に十分配慮すること。

一、NTT再編成後も、他の事業者も含め、各会社が十分な協力的体制の下で大規模災害時等における重要通信の確保を図るとともに、福祉サービスの維持・向上に努めること。

一、NTT再編成に伴う株主の権利保護に十分配慮するとともに、NTT株の適切かつ着実な売却を進めること。

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十二日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律

日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本電信電話株式会社等に関する法律

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条第一項中「国内電気通信事業を営む」を「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社等がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という)は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

第三条を削る。

第二条中「会社」を「会社及び地域会社」に、「前条の」を「それぞれその」に改め、「役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該を削り、「安定的な供給を」適切、公平かつ安定的な提供」に、「実用化研究及び基礎的研究の推進並びに」を「研究の推進及び」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(事業)

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をする。

二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行う。

三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する

研究を行う。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域(電気通信業務の利用状況を勘案して特に必要がある区域。以下同じ)において行う地域電気通信業務(同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ)イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、郵政大臣の認可を受けて、次の業務を営むことができる。

一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

第二十五条中「第四条の二第四項を」第六条第四項に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第六条」を「第八条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条中「第四条の二第一項を」第六条第一項に改め、同条を第二十四条とする。

二項に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条中「会社」の下に「又は地域会社」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 第二号第二項又は第四項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を営んだとき。

第二十一条第二号中「第一号第二項を」第二号に改め、同条第五号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を同条第九号とし、同条第四号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条を同条第八号とし、同条の前に次の一号を加える。

七 第十四条の規定に違反して、設備を譲渡し、又は担保に供したとき。

第二十二号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を同条第六号とし、同条の前に次の三号を加える。

三 第四条第二項又は第五号第二項の規定に違反して、新株、転換社債又は新株引受権付社債を発行したとき。

四 第五条第一項の規定に違反して、地域会社の株式を処分したとき。

五 第十二条の規定に違反して、営業年度の開始前までに、又は変更に係る事業計画に基づき業務の実施前までに、認可の申請をしなかつたとき。

第二十二号を第二十三号とする。

第二十一条中「第十八条」を「第十九条」に改め、同条を第二十二号とする。

第二十条第一項中「第十八条各項」を「第十九条各項」に、「わいろ」を「賄賂」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条中「わいろ」を「賄賂」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第一項中「会社」を「会社及び地域会社」に、「わいろ」を「賄賂」に改め、同条第二項及び第三項中「会社」を「会社及び地域会社」に、「わいろ」を「賄賂」に改め、同条を第十九号とし、同条の前に次の一条を加える。

に次の一条を加える。

(大蔵大臣との協議)

第十八条 郵政大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 会社に対し、第四号第二項、第十一号第一項(定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。又は第十二号の認可をしようとするとき。

二 地域会社に対し、第十一号第一項(合併及び解散の決議に係るものに限る。)、第十二号又は第十四号の認可をしようとするとき。

第十六号中「会社」の下に「又は地域会社」を加え、同条を第十七号とする。

第十五号中「会社」の下に「及び地域会社」を加え、同条を第十六号とする。

第十四号の見出しを「(監査命令等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「監査役」を「会社又は地域会社の監査役」に改め、同条を同条第一項とし、同条第三項中「監査役」を「会社又は地域会社の監査役」に改め、同条を同条第二項とし、同条を第十五号とする。

第十三号中「会社」を「地域会社」に改め、同条を第十四号とする。

第十二号中「会社」の下に「及び地域会社」を加え、同条を第十三号とする。

第十一条中「会社」の下に「及び地域会社」を加え、同条を第十二号とする。

第十条第一項中「会社」を「会社及び地域会社」に、「利益の処分、合併及び解散」を「合併及び解散の決議並びに会社の利益の処分」に改め、同条第二項中「前項」を「地域会社に係る前項」に、「会社」とを「地域会社」とに、「会社が」を「当該地域会社が」に改め、同条を第十一号とする。

第九条第一項中「会社」の下に「及び地域会社」を加え、同条を第十号とする。

第八条第一項中、「会社の財産について」を「会社の財産について、各地域会社の社債権者は当該地域会社の財産について、それぞれに」、「先だつて」を「先立って」に改め、同条を第九条とする。

第七条を削る。

第六条中「会社」の下に「又は地域会社」を、「日本電信電話株式会社」の下に「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」を加え、同条を第八条とする。

第五条を第七条とし、第四条の二を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 会社は、地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

2 地域会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権付社債を発行しようとするときも、同様とする。

附則第五項第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第七項及び第八項を次のように改める。

第七項及び第八項 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第七項まで、附則第十二条(第四項、第六項、第八項及び第九項を除く)から第十七項まで及び附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(日本電信電話株式会社の再編成)

第二条 国は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)を設立し、それぞれ、日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)が営んでいる国内電気通

信業務のうちこの法律による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「新法」という。)(第二条第三項第一号に規定する地域電気通信業務に該当する業務を、各地域会社に引き継がせるものとする。

2 国は、会社が営んでいる国内電気通信業務のうち前項の規定により地域会社に引き継ぐこととされた業務以外の業務を、会社がこの法律の施行の時までに新たに設立する株式会社を引き継がせるものとする。

3 国は、前二項に定めるもののほか、会社が営んでいる事業のうち、前二項の規定により地域会社又は前項の株式会社(以下「長距離会社」という。)が行うこととなる業務と併せて営むことが適当と認められるものについては、それぞれ、地域会社又は長距離会社に引き継がせるものとする。

(基本方針)

第三条 郵政大臣は、会社が営んでいる事業の地域会社及び長距離会社(以下「承継会社」という。)(への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、その事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。

一 承継会社に事業を引き継がせる時期
二 承継会社に引き継がせる電気通信業務の種類及び範囲
三 承継会社に引き継がせる電気通信技術に関する研究の業務
四 承継会社に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務
五 承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項
六 その他承継会社への事業の適正かつ円滑な

引継ぎに関する事項

(実施計画)

第四条 郵政大臣は、基本方針を定めたときは、会社に対し、承継会社ごとに、その事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を郵政省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項について記載するものとする。

3 会社は、第一項の規定による指示があったときは、郵政大臣が定める期間内に基本方針に従い実施計画を作成し、郵政大臣の認可を受けなければならない。

4 会社は、実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(地域会社の設立)

第五条 郵政大臣は、それぞれの地域会社ごとに設立委員を命じ、当該地域会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 地域会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

4 地域会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)」とする。

5 地域会社の設立に際して発行する株式の総数は、会社が引き受けるものとし、設立委員は、これを会社に割り当てるものとする。

6 会社は、地域会社の設立に際し、地域会社に対し、前条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の規定による認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。)(において定めるところに従い、その財産を出資し、又は譲渡するものとする。この場合において、この法律による改正前の日本電信電話株式会社法(以下「旧法」という。)(第十三条の規定は、適用しない。

7 地域会社の設立に係る商法第百八十条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第五項第五項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

8 地域会社の創立総会における定款の変更の決議は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

9 第六項の規定により会社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、地域会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

10 第六項の規定により会社が行う譲渡は、前項の地域会社の成立の時に行われるものとする。

11 地域会社は、商法第百八十八条第一項の規定にかかわらず、地域会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12 商法第百六十七条、第百六十八条第二項及び第百八十一条の規定は、地域会社の設立については、適用しない。

(長距離会社の設立等)

第六条 会社は、次に掲げる株式を引き受けるものとする。
一 長距離会社がその設立に際して発行する株式の総数
二 長距離会社がその設立後に承継計画におい

- て定めるところに従い発行する株式の総数
- 2 会社は、長距離離合社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資し、又は譲渡するものとする。この場合においては、旧法第十三条の規定は、適用しない。
- 3 前項の出資(第一項第二号の株式の引受けに係るものに限る。)に係る給付及び譲渡は、この法律の施行の時に行われるものとする。
- 4 第一項の株式については、前条第四項の規定を準用する。
- 5 長距離離合社が設立に際して株式を発行する場合については商法第七十三条の規定、長距離離合社が第一項第二号の株式を発行する場合については同法第二百四十六条第二項及び第二百八十条ノハの規定は、適用しない。
- (事業等の承継)
- 第七條 地域会社はその成立の時に、長距離離合社はこの法律の施行の時に、それぞれ、承継計画において定めるところに従い、承継計画において定められた事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、会社から承継する。
- 第八條 この法律の施行の際現に旧法第一条第二項の認可を受けて会社が営んでいる業務であつて、地域会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたものについては、当該地域会社が、その成立の時に、新法第二条第四項第一号の規定による認可を受けたものとみなす。
- 2 会社は、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営んでいる業務であつて、承継会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外のもの(新法第二条第一項に規定する業務に該当するものを除く。)を引き継ぎ営むことができる。
- (社債に係る債務に関する連帯債務)
- 第九條 この法律の施行の時に発行されている会社の社債に係る債務については、会社及び承継会社が連帯して弁済の責めに任ずる。
- 2 前項の場合には、その社債権者は、会社及び承継会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 3 前項の先取特権の順位は、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- (地域会社の事業計画についての経過措置)
- 第十條 地域会社のその成立する日の属する営業年度の事業計画については、新法第十二条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「地域会社の成立後遅滞なく」とする。
- (金銭の交付)
- 第十一條 東日本電信電話株式会社(以下「東会社」という。)は、西日本電信電話株式会社以下「西会社」という。)の経営の安定化を図る必要があるときは、郵政省令で定める金額の範囲内で、西会社に対し、その事業に要する費用に充てるための金銭を、東会社の設立の日以後三年以内に終了する各事業年度に係る利益の処分として交付することができる。
- (租税関係法令の適用に関する経過措置)
- 第十二條 承継会社の附則第五項第六項又は第六條第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができる。
- 2 承継会社の取得した附則第五項第六項又は第六條第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係る土地で承継会社が引き続き保有する土地のうち、旧法附則第三條第八項の規定により会社が取得したもの(旧法附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社が昭和十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したものに限る。)に對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。
- 3 承継会社の取得した附則第五項第六項又は第六條第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係る土地で承継会社が引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地であり、かつ、会社が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。
- 4 承継会社の取得した附則第五項第六項又は第六條第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係る償却資産のうち、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において地方税法附則第十五條第二十七項から第三十項までの規定、地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)附則第六條第十五項から第十七項までの規定又は同法第十八項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十項の規定により固定資産税の課税標準の特例の適用を受けているものに對して課する固定資産税の課税標準は、これらの特例の適用を受けることとなつていた期間内は、なお従前の例による。
- 5 附則第五條第六項の規定により会社が地域会社に對してその財産を出資し、又は譲渡する場合において当該地域会社が受ける登記又は登録及び附則第六條第二項の規定により会社が長距離離合社に對してその財産を出資し、又は譲渡する場合において当該長距離離合社が受ける登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。
- 6 附則第五條第十一項の規定により地域会社が受ける設立の登記については、登録免許税を課さない。
- 7 会社が、承継会社を設立するため出資した金銭以外の資産に土地又は土地の上に存する権利が含まれる場合における租税特別措置法(昭和三十三年法律第二百六号)第六十八條の規定の適用については、同法第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額の百分の八十に相当する金額」とする」とあるのは、「適用する」とする。
- 8 東会社が、その設立の日以後三年以内に終了する各事業年度(その終了の日を西会社の事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。以下「適用年度」という。)の確定した決算において利益の処分による経理をした前条の規定により西会社に對して交付する金銭の額(以下「交付金」という。)のうち西会社の対応年度(その終了の日を当該適用年度終了の日と同じくする事業年度をいう。以下同じ。)において生じた欠損金額(当該交付金の額に相当する金額を益金の額に算入しなかつたとした場合に生じることとなる法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第二十号に規定する欠損金額に相当する金額とする。)に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、東会社に對する同法第三十七條の規定の適用については、同法第一項中「経理をした金額」とあるのは「経理をした金額(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第十二條第八項に規定する交付金の額のうち同項に規定する欠損金額に達するまでの金額(欠損金)において「損金算入交付金額」という。を除外。))と、同法第二項中「寄付金の額を除外」とあるのは「寄付金の額及び損金算入交付金額を除外」とする。
- 9 東会社が適用年度の確定した決算において利益の処分による経理をした交付金の額に相当する金額は、西会社の対応年度の収益の額とみなす。

10 前三項に定めるもののほか、承継会社の設立に伴う会社及び承継会社に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(長距離会社の株式)

第十三条 会社は、当分の間、附則第六条第一項の規定により取得した長距離会社の株式を処分しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(国際電気通信事業を営む法人への出資)

第十四条 会社は、施行日前において、郵政大臣の認可を受けて、国際電気通信事業を営む法人に出資することができる。

(事業の引継ぎ等に関する命令)

第十五条 郵政大臣は、附則第二条及び附則第四条から第七条までの規定を施行するため特に必要があるとき、会社に対し、その必要の限度において命令をすることが出来る。

(大蔵大臣との協議)

第十六条 郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 附則第三条第一項の規定により基本方針を定めようとするとき。

二 附則第四条第三項若しくは第四項、第五条第二項若しくは第八項又は第十三条の規定による認可をしようとするとき。

(罰則)

第十七条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 附則第十三条の規定に違反して、長距離会社の株式を処分したとき。

二 附則第十四条の規定に違反して、国際電気通信事業を営む法人に出資したとき。

三 附則第十五条の規定による命令に違反したとき。

(電気通信事業法の適用に関する経過措置)

第十八条 地域会社はその成立の時に於いて、長距離会社はこの法律の施行の時に於いて、会社の営む第一種電気通信事業であつて承継会社に承継されるものとして承継計画において定められたものについて、それぞれ、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十八号)第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 承継会社は、前項の規定により電気通信事業法第九條第一項の許可を受けたものとみなされる事業に關し、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を、施行日から一月以内に、郵政大臣に提出しなければならない。この場合においては、当該書類に記載された事項を同項の規定により記載された事項とみなして、同法第十三條及び第十四條の規定を適用する。

3 承継会社は、その電気通信業務に関する提供条件に關し電気通信事業法第三十一條又は第三十一條の二の規定により認可又は届出を必要とする事項については、施行日から三月以内に、その認可の申請又は届出をしなければならない。この場合においては、当該承継会社は、当該認可又は届出を必要とする事項について、それぞれ当該申請に基づく認可に關する処分があるまで、又は当該届出をするまでの間は、この法律の施行の際現に会社が実施している電気通信業務に關する提供条件と同一のものを実施することができる。

(関係法律の適用に関する経過措置)

第十九条 施行日前に次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定により会社に対して同表の第三欄に掲げる者がした同表の第四欄に掲げる許可、認可又は免許は、それぞれ、同表の第二欄に掲げる規定により、附則第七條の定めるところにより当該許可、認可又は免許に係る権利及び義務を承継した承継会社に対して同表の第三欄に掲げる者がした同表の第五欄に掲げる許可、認可又は免許とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(昭和六十三年法律第百六十六号)	第六十一條の第六十一條一項	科学技術庁長官	許可	許可
二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律(昭和六十二年法律第百六十七号)	第三條第一項	科学技術庁長官	許可	許可
三 自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号)	第十七條第三項、第十八條第二項、第十八條第三項	国立公園に於ては環境庁長官、国立公園に於ては都道府県知事	許可	許可
四 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)	第三十九條第一項	農林水産大臣	許可(日本電信電話株式会社に及ぶ関係法律の整備等に關する法律(昭和五十九年法律第八十七号)以下この表に於いて「整備法」という附則第十五條の規定により許可を受けたものとはみなされず、附則第十五條の規定により許可を受けた行為に係る許可を含む)	許可
五 海岸法(昭和三十一年法律第百一十一号)	第七條第一項	海岸管理者	許可(整備法附則第十六條の規定により許可を受けたものとみなされず、附則第十五條の規定により許可を受けた行為に係る許可を含む)	許可
六 高圧ガス保安法(昭和二十八年法律第二百四十四号)	第五條第一項、第十四條第一項、第十六條第一項、第十九條第一項	都道府県知事	許可	許可
七 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)	第三十一條第一項	港長	許可	許可
八 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)	第三十七條第三項	港灣管理者の長	許可(整備法附則第十七條の規定により許可を受けたものとみなされず、附則第十五條の規定により許可を受けた行為に係る許可を含む)	許可

九	海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)	第三十条第一項	海上保安庁長官	許可	許可
十	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)	第四條 第十七條第一項	郵政大臣 郵政大臣	免許 許可	免許 許可
十一	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)	第三十二條第一項又は第三十三條第三項	道路管理者	許可	許可
十二	都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)	第六條第一項又は第三項	公園管理者	許可	許可
十三	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第八十一号)	第十四條第一項	道路管理者	許可(整備法附則第二十六條の規定により許可を受けたものとみなされて会社がした占用に係る許可を含む)	許可
十四	河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)	第二十四條第六項、第二十四條第七項、第二十四條第八項、第二十四條第九項、第二十四條第十項	河川管理者	許可	許可
十五	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)	第十條	道路管理者	許可	許可

2 施行日前に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条第一項又は第七條第一項の規定により会社の病院又は診療所について都道府県知事がした承認又は許可は、これらの規定により、附則第七條の定めるところにより当該承認又は許可に係る権利及び義務を承継した承継会社の病院又は診療所について都道府県知事がした承認又は許可とみなす。

3 施行日前に次に掲げる法律の規定により会社

の同意を得てその病院について都道府県知事がした指定は、それぞれ、当該規定により、附則第七條の定めるところにより当該病院に係る権利及び義務を承継した承継会社の同意を得て当該病院について都道府県知事がした指定とみなす。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九條の二第一項

二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四

号)第四十九條

三 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八條第一項

四 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十九條第一項

4 施行日前に次の表の第一欄に掲げる法律の規定

第一欄	第二欄
一 自然公園法第二十條第一項	都道府県知事
二 海上交通安全法第三十一條第一項	海上保安庁長官

定により同表の第二欄に掲げる者に対して会社がした届出は、それぞれ、同表の第一欄に掲げる法律の規定により、附則第七條の定めるところにより当該届出に係る権利及び義務を承継した承継会社が同表の第二欄に掲げる者に対してした届出とみなす。

5 施行日前に電線共同溝の整備等に関する特別措置法第四條第一項の規定により会社が道路管理者に対してした占用の許可の申請に係る同法第五條第二項の電線共同溝の占用予定者の地位は、附則第七條の定めるところにより当該申請に係る権利及び義務を承継した承継会社が承継する。

(政令への委任)

第二十條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第四十三條

二 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)第二條第四号

三 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七十四号)附則第二項

2 次に掲げる法律の規定中「日本電信電話株式会社」を「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社」に改める。

一 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)第二條

二 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十五條第一項及び第二項

三 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第二十二條一項及び第二十七條の四第三項

四 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第百五十七号)第二條第一号イ

(恩給法の一部を改正する法律等の一部改正)

第二十二條 次に掲げる法律の規定中「日本電信電話株式会社」を「日本電信電話株式会社等」に関する法律」に改める。

3 次に掲げる法律の規定中「日本電信電話株式会社」を「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」に改める。

一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)附則第十五項

二 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三十八号)第五条第一項
(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 施行日前に前条第三項の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特例法により会社がした質権の設定等の登録その他の行為又は会社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同項の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により東会社若しくは西会社がした行為又は東会社若しくは西会社に対してされた行為とみなす。

(自衛隊法の一部改正)

第二十四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「及び日本電信電話株式会社」を「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社」に改める。

附則中第二十九項を第三十項とし、第十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、第十四項の次に次の一項を加える。

15 第一百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「及び西日本電信電話株式会社」とあるのは、「西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社法の一部を改正

する法律(平成九年法律第 号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人(当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人)とする。

(災害対策基本法の一部改正)
第二十五条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「日本電信電話株式会社」を削る。

(郵便為替法の一部改正)

第二十六条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条及び第十八条中「日本電信電話株式会社」を「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社」に改める。

第三十七条の三中「日本電信電話株式会社」を「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)

第二十七条 電気通信事業法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「みなし、日本電電」を「みなし、当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会

社、西日本電信電話株式会社」に、「において、日本電電」を「において、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社」に改め、同条第二項中「日本電電」を「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社」に改める。

附則第九条第一項中「第三十八条第一項及び第二項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社」を「第三十八条第一項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第五条第六項に規定する承継計画において定めるところに従い当該電話加入権に係る権利及び義務を承継した東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と、同条第二項中「公社」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」に、「日本電信電話株式会社において」を「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において」に改め、同条第二項中「日本電電」を「日本電電と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日以後に東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)
第二十八条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「日本電信電話株式会社」を「日本電信電話株式会社等」に改め、同条中「及び日本電信電話株式会社」を「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第二十九条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「日本電信電話株式会社」を「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社」に改める。

第四条第四十二号中「日本電信電話株式会社」を「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社」に改め、同条第四十三号中「日本電信電話株式会社」の下に、「東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社」を加える。

明治三十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電 話	08 (3587) 4294
定 価	本号 二部
送料	二〇〇円
別	